

第6回 国立公園ならではの宿泊施設との連携方策検討会

日時:令和7年10月 2 日(木)10:30~12:00

場所:TKP 東京駅カンファレンスセンター

次 第

1. 開会
2. 環境省挨拶
 - (1) 国立公園ならではの宿泊施設に関する試行的取組の進捗について【報告】
 - (2) ガイドライン改定方針およびガイドライン手引き作成方針について
 - (3) 令和 8 年度以降の運用方針(案)について
 - (4) 今後のスケジュールについて
3. 閉会

■配付資料

次第・出席者一覧・配席図

資料1 試行的取組の施設概要及び追加的取組の概要

資料2-1 前回検討会の指摘事項と対応方針

資料2-2 ガイドライン改定方針およびガイドライン手引き作成方針

資料2-3 ガイドラインチェック項目の改定(案)及びガイドライン手引きの記載内容(案)

資料3 令和 8 年度以降の運用方針(案)

資料4 今後のスケジュール

参考資料1 国立公園ならではの宿泊施設ガイドライン(1.0 版)

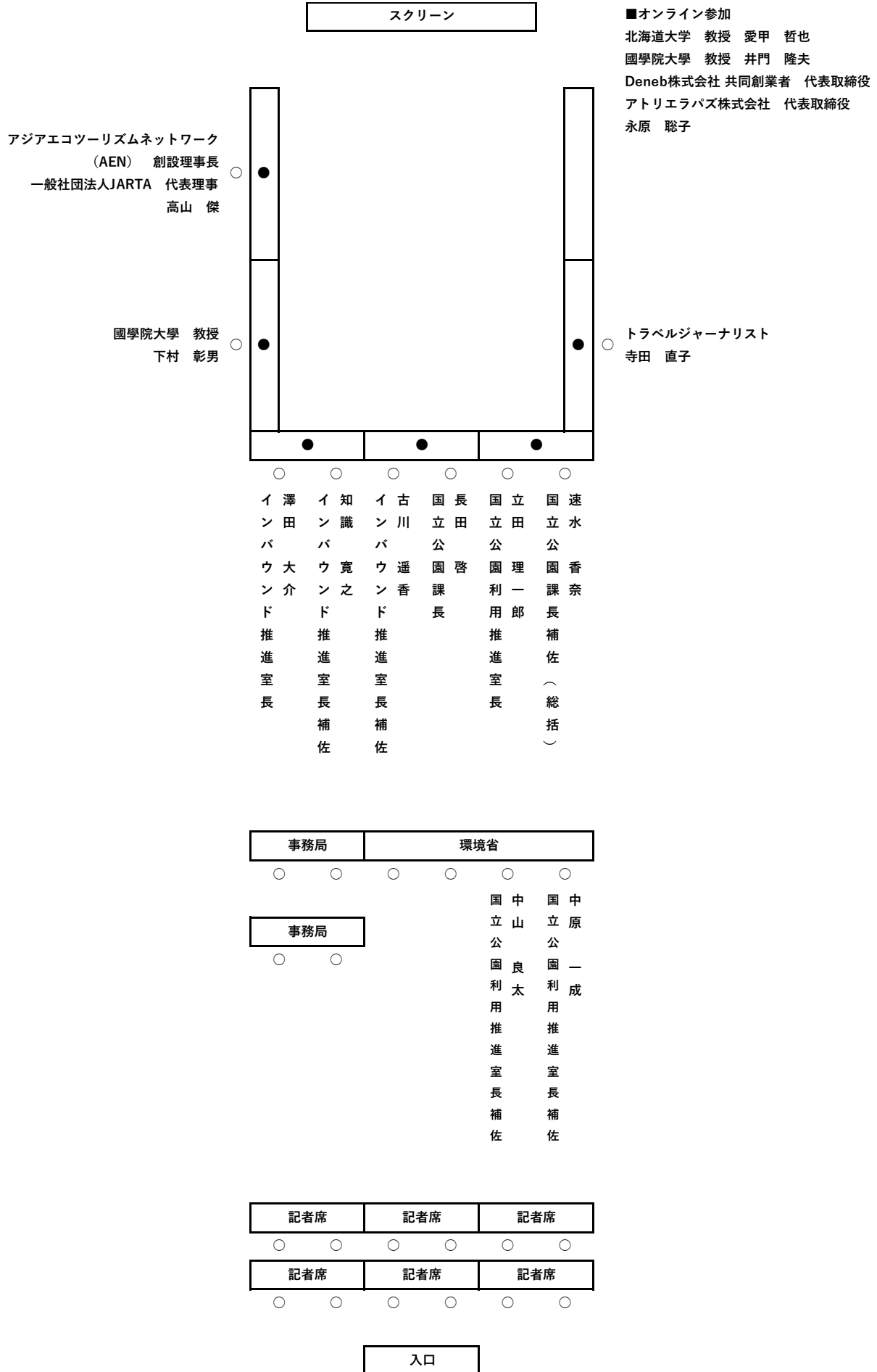
参考資料2 国立公園ならではの宿泊施設との連携方策検討会 開催要領

参考資料3 第 5 回国立公園ならではの宿泊施設との連携方策検討会議事概要

出席者一覧

【検討委員】(50 音順・敬称略)	
北海道大学 教授	愛甲 哲也 (オンライン)
國學院大學 教授	井門 隆夫 (オンライン)
和歌山大学 教授／武蔵野大学 教授	加藤 久美 (欠席)
國學院大學 教授	下村 彰男
アジアエコツーリズムネットワーク(AEN) 創設理事長 一般社団法人 JARTA 代表理事	高山 傑
トラベルジャーナリスト	寺田 直子
Deneb 株式会社 共同創業者 代表取締役 アトリエラパズ株式会社 代表取締役	永原 聡子 (オンライン)
【環境省】	
自然環境局国立公園課長	長田 啓
自然環境局国立公園課課長補佐(総括)	速水 香奈
自然環境局国立公園課インバウンド推進室長	澤田 大介
自然環境局国立公園課インバウンド推進室長補佐	知識 寛之
自然環境局国立公園課インバウンド推進室長補佐	古川 遥香
自然環境局国立公園課国立公園利用推進室長	立田 理一郎
自然環境局国立公園課国立公園利用推進室長補佐	中原 一成
自然環境局国立公園課国立公園利用推進室長補佐	中山 良太

配席図



試行的取組の施設概要及び追加的取組の概要

施設名		①尾瀬小屋	②第一滝本館	③ホテルジャパン志賀	④水際のロッジ/CampUs	⑤らうす餐荘
国立公園		尾瀬	支笏洞爺	上信越高原	足摺宇和海	知床
客室数		38 室	387室	86室	ロッジ:10 室/CampUs:15 室	20 室
平均価格		14,000 円 (1人当たり、1泊2食)	22,550～54,450 円 (2 名 1 室、1 泊 2 食)	7, 700～24, 000円 (2 名 1 室、1 泊 2 食)	25,000～47,500 円 (1人当たり、1 泊 2 食) 10,000～30,000 円 (1人当たり、1 泊0食)	50,000～150,000円 (1泊1名)
ガイドライン (公募時点※)	コア項目	 34 / 37	 36 / 37	 32 / 37	 36 / 37	 36 / 37
	ステップアップ項目	 12 / 41	 23 / 41	 23 / 41	 27 / 41	 37 / 41
	備考	・ 山小屋という経営形態によりステップアップ項目のチェック対象数自体が少ない	・ ステップアップ項目のチェック数の増加を本取組で支援	・ ステップアップ項目のチェック数の増加を本取組で支援	・ ステップアップ項目のチェック数の増加を本取組で支援	・ 未開業のため、コア項目、ステップアップ項目ともに実現想定としてチェックを実施
取組 1	取組内容	木道の修繕作業等をコンテンツとする環境保全イベントの実施 ■ 尾瀬の木道 栈木 打ちを行うイベントの試行実施	地域内の連携体制構築 ■ アクティビティ開発も視野に入れた地域内関係者との連携体制構築	地域の宿泊事業者間における地域資源の共有と整理 ■ 地域の宿泊事業者間での地域資源(歴史、文化、自然資源と関係する取組)の共有・整理	地域のストーリーを発信するための資料作成 ■ 地域のストーリーを整理・発信するための基礎資料の作成	地域との連携基盤の構築 ■ 関係者との連携に向けた意見交換会の実施
	ステップアップ項目 取組で達成する	2-1-(2)(S)宿泊客などの利用者が国立公園の自然環境保全に参加する機会を設けている 2-2-(4)(S)宿泊施設自らまたは地域の事業者、観光協会等の団体と連携してアクティビティを開発し、提供している	1-2-(1)地域への理解と取組への参画 ※国立公園に関係する協議会以外の地域との連携方法について、ガイドライン改定版のステップアップ項目に設定予定	2-2-(1)(S)地域におけるストーリーが整理されており、情報発信、アクティビティ実施の際等に、利用に対してそのストーリーを伝えている	2-2-(1)(S)地域におけるストーリーが整理されており、情報発信、アクティビティ実施の際等に、利用に対してそのストーリーを伝えている	1-2-(1)地域への理解と取組への参画 ※国立公園に関係する協議会以外の地域との連携方法について、ガイドライン改定版のステップアップ項目に設定予定
	進捗	8/25 に栈木打ちイベントを実施	9/11 に地域関係者との意見交換会を実施	6 月に地域宿泊事業者との意見交換会を計3回開催	ストーリー整理等に向け、地域関係者へのヒアリング等を実施中	6/20,9/16 に地域関係者との意見交換会を開催
取組 2	取組内容	駆除シカに係る商品化に向けた実証実験、メニューでの品目表示 ■ 捕獲されたニホンジカを活用したメニュー開発と利用者への提供に向けたスキーム作り ■ メニューへの品目、背景の表示	国立公園ならではの自然体験アクティビティの造成 ■ 自然環境保全の要素を盛り込んだ自然体験アクティビティの造成(夏冬で各1件)	地域の自然と営みにまつわるストーリーの整理 ■ 【取組1】で整理した地域資源にまつわるストーリーを、ストーリーブック等として整理し発信	自然環境保全費用を付加した商品・サービスの試験実施 ■ 自然環境保全費用を付加したサービスの仕組み構築	国立公園ならではのアクティビティ造成、提供準備 ■ 地域事業者と連携したアクティビティの開発
	ステップアップ項目 取組で達成する	1-2(2) (S)地産地消について、具体的な使用品目や割合等の情報を開示している	2-1-(2)(S)宿泊客などの利用者が国立公園の自然環境保全に参加する機会を設けている	2-2-(1)(S)地域において、インタープリテーション全体計画が策定されており(又は策定予定)、アクティビティとインタープリテーション計画が連動している(又は予定がある) 2-1-(2)(S)宿泊客などの利用者が国立公園の自然環境保全に参加する機会を設けている	2-1-(2)(S)土産物や宿泊プラン等に自然環境保全に必要な費用を付加した商品販売し、その売り上げの一部を立地する国立公園の自然環境保全の活動等に還元し、その情報を来訪者にも提供している	2-2-(3)(S)アクティビティの参加申込みを受付けている 2-2-(4)(S)宿泊施設自らまたは地域の事業者、観光協会等の団体と連携してアクティビティを開発し、提供している
	進捗	- 駆除シカ活用に向けたスキームづくりを実施 - メニューへの品目表示を実施	アクティビティ造成に係る課題整理等を実施中	【取組 1】の結果をもとにストーリーブックを作成中	自然環境保全費用を付加したサービスの提供に向け、スキーム等を検討中	【取組 1】の結果を踏まえ引き続き検討中

※各連携宿舎とチェック項目の確認を進めており、今後変動がある見込み。

1. 前回検討会の指摘事項と対応方針

(1) ガイドライン改定版の検討について

指摘事項(委員名敬称略)	対応方針
● 各試行的取組事業者との議論を元に、コアとステップアップの区分の見直しや改善等、<u>チェック項目の再整理が必要</u>。また、<u>ステップアップ項目の中でもより重要な項目を明確にすることも重要</u>。(下村)	● 資料2-2、2-3参照。
● 長期的にどこまでガイドラインを使用するかについて、今後の議論が必要。(高山)	● 資料3参照。
● <u>ガイドラインを満たす宿泊施設への宿泊が誇りに感じられるガイドラインである必要がある</u>。(永原)	● 以下の方針を検討する。(資料2-2) ➢ 本ガイドラインに示す基準を満たす意義を記載。 ➢ 環境省全体で進んでいる取組を背景として明記し、関係性等がわかるよう記載。
● <u>環境省として、里海、地域循環共生圏などの取組との連動も検討</u>できると良い。(加藤)	
● <u>施設規模によってはチェック項目としてそぐわない内容もある</u>。(高山)	● 資料2-2、2-3参照。
● 資料の中に、「理想像」、「望ましい」、「有してほしい」といった表現が散見され、それぞれの程度が捉えにくい。<u>参加する宿にとって理解できる内容に改善する必要がある</u>。(加藤)	● 「理想像」「望ましい」「有してほしい」等の表現の整合を図る。
● ガイドラインの底上げを行うには、<u>国際的な認証に資する項目、ないしは、国際的な認証の取得につながる項目をステップアップ項目に加えていくことが重要</u>。(永原)	● ガイドラインもしくは手引きにおいて既存の国際認証等を紹介する。(資料2-2)
● 国際認証に資する項目も網羅した質の高いものにしたい。国際基準やトレンドも時々刻々と変化するため、<u>都度更新していく必要がある</u>。(加藤)	● ガイドラインについて、国際基準や国内の状況等も踏まえ、引き続き見直しを検討していく。

1. 前回検討会の指摘事項と対応方針

(2) ガイドライン手引きの検討について

指摘事項(委員名敬称略)	対応方針
● <u>チェックする際にどの状況でチェックできるのかなど、細かな情報が記載された手引きであることが望ましい。</u>(下村)	● 資料2-2、2-3参照。
● ステップアップ項目について、宿の考え方や捉え方によっては自分たちで緩く設定して獲得しやすくなってしまわないか。全て宿に委ねるのではなく、<u>環境省としてここは譲れないといった最低限の基準を見える化</u>できると良い。(寺田)	
● <u>評価基準がしっかり定められていることは重要。</u>ガイドラインを作ったからには国立公園の全ての宿に参加して頂くことが理想だが、評価基準が曖昧だと参加しにくい。(加藤)	
● 現状の自己診断では、ある程度都合よく解釈してチェックできることが課題。評価指標を明確にしておかないと、想定とは異なる使い方になる。<u>手引きにおいて評価指標と背景説明を丁寧に示す</u>ことで、より良いガイドラインになる。(高山)	

1. 前回検討会の指摘事項と対応方針

(3) 今後の運用方針について

指摘事項(委員名敬称略)	対応方針
● 表彰について、<u>公開方法や周知方法等、漠然としている部分を詰めていく必要がある。</u>(永原) ● 表彰の狙いや目的を据えた上で、どのようなスキームで表彰するのか議論が必要。<u>第3者の確認で取組の内容や表彰の妥当性を担保する必要がある。</u>特に表彰後にOTAとの連携を見据えるのであれば、より第3者での担保が必要となる。(高山) ● 表彰されるために頑張ってもその後継続しないと意味がない。<u>表彰後の対応についても検討する必要がある。</u>(寺田) ● OTAへの掲載は宿泊事業者としてコストと捉えられることもある。国立公園の価値や国立公園に立地する宿の取組を<u>宿自身が訴求することで、収益に繋がっていくモデル</u>にしていかなければいけない。事務局の提案は最初の取組としては良いと感じており、全ての事業者を求めるのではなく、<u>理解してくれる事業者から始めて広げていき、持続的な取組となることを期待する。</u>(井門)	● 資料3参照。

1. 前回検討会の指摘事項と対応方針

(3) 今後の運用方針について

指摘事項(委員名敬称略)	対応方針
● 国立公園での宿泊を目的とし、<u>価値を理解して泊まるお客様が増えることで経営が改善されていくと期待</u>。そのような将来像がみえてくると参加施設も増えるだろう。(井門) ● 実際にガイドラインに従って日常の運営を行う<u>宿泊施設にとって、モチベーションになる内容である必要がある</u>。(永原) ● 小規模な宿泊施設においては仕事が増えるだけと捉えられると取組が進まない。集客に繋がるということは明言できないが、<u>宿のプロモーションに繋がるなどのメリットは打出す必要がある</u>。(高山) ● <u>参加のインセンティブや継続して実施する事の意義</u>などを示さないと、宿が参加する動機づけにならない。(加藤) ● 表彰されたことで宿泊者に選ばれることが重要。スタッフのモチベーション向上のみならず、宿泊者が国立公園という素晴らしいものを体験したという意識に繋がるのが重要。<u>発信方法もあわせて検討</u>する必要がある。(加藤) ● 手引きについて、水辺の環境プラットフォームのように<u>WEBでの提示を行う</u>ことが望ましい。(加藤)	● 普及啓発、インセンティブについては資料3参照。 ● ガイドライン・手引きは共に環境省HPへ掲載する。

1. ガイドライン改定方針及びガイドライン手引き作成方針

(1) ガイドライン改定版及びガイドライン手引きの構成(前回検討会資料より抜粋)

- これまでの試行的取組等を踏まえ、ガイドラインの運用における課題を以下の通り整理。
- 課題の整理においては、選定事業者等へのヒアリングも実施。
- ガイドライン1-2(1)地域への理解と取組への参加について、国立公園に係る協議会への参画以外に、より進んだ地域連携を評価するステップアップ項目が必要
- 景観保全について、自然公園法の規制に加え、更に積極的に取り組む施設を評価するステップアップ項目が必要
- チェックリストの各項目について、チェックの可否が判断できるような説明文や例示が必要
 - 各項目について、どこまでの熟度で達成すればチェックをしてよいか
 - 一部の宿泊客(団体旅行等)のみに提供される内容でもチェックをしてよいか
 - グループ内関連事業者が実施する項目について、宿泊施設の立場としてチェックをしてよいか など
- チェックリストの一部内容は山小屋などの施設形態や立地条件によって実施困難、不可能な項目がある
 - 電気自動車への対応が困難
 - 既存施設においては、環境に配慮した施設設計を追加で行う事は困難 など

→ **ガイドライン改定**及び**ガイドラインの内容を補足する「手引き」の作成**を実施

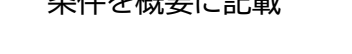
2. ガイドライン改定方針及びガイドライン手引き作成方針

(2)ガイドライン改定版及びガイドライン手引きの概要

- 試行的取組の経過、検討会の議論を踏まえ、ガイドライン改定版及びガイドライン手引きの概要を以下の通り整理。

	ガイドライン(改定版)	ガイドライン手引き(新規作成)
役割	● 国立公園ならではの宿泊施設を目指していただくために必要な取組(コア項目)、推奨する取組(ステップアップ項目)を整理。ガイドラインとしてとりまとめ、公表することで、<u>環境省と宿泊施設が共通認識を持ち、国立公園の魅力向上に貢献する。</u>	● ガイドラインの<u>位置づけや考え方をより深く理解できるように</u>、ガイドラインの<u>背景や関連する内容</u>などを詳細に示す。 ● ガイドラインの<u>判断の水準が可能な限り一定となるよう</u>、<u>各項目で想定される取組例やチェックの考え方</u>を示す。
記載内容と作成方針 (赤字は変更部分)	I. 本ガイドラインについて ➢ <u>ガイドラインの目的、概要</u> II. 「国立公園ならではの宿泊施設」として有してほしい機能・役割 ➢ 各機能・役割の基本理念(<u>概要</u>) ⇒ <u>詳細は手引きに掲載</u> ➢ コア項目、ステップアップ項目の一覧 ※ブランドプロミスに沿って項目を並び替え ➢ <u>想定される取組例、コラム</u> ⇒ <u>手引きに集約</u> III. 備考 1. 用語解説、 2. 問合せ先一覧	I. 本手引きの使い方 II. ガイドラインの背景と関連する内容(詳細) ➢ 背景、国際認証等のガイドラインに関連する内容等 III. ガイドラインチェック項目リストの取組例とチェックの考え方 ➢ 各機能・役割の基本理念(詳細) ➢ 各チェック項目で想定される取組例 ➢ 各チェック項目の考え方 ➢ コラム
改定・策定の方針	● <u>国立公園のブランドプロミスとの整合を図るため、項目を並び替え。</u> ● <u>試行的取組を踏まえた項目の修正、企業や立地、サービスの特性を踏まえた各項目の適用条件等の整理を実施。</u> ● <u>ガイドラインの背景や、機能・役割の基本理念について、詳細は手引きへの掲載とする。</u> ● <u>想定される取組例、コラム等の補足情報は手引きに集約。</u>	● <u>ガイドラインの背景やガイドラインに関連する内容、各機能・役割の基本理念(詳細)を掲載。</u> ● <u>チェック項目ごとに既存の国際認証等も参照しつつ、想定される取組例やチェック項目の考え方を記載。</u> ※最低限すべき内容が分かるよう留意。 ● <u>特に重視するステップアップ項目について、理想像実現に向けたステップを例示。</u>

3. ガイドライン改定版の構成(案)

ガイドライン1.0版		ガイドライン改定版(案)
I. ガイドライン策定の経緯 1. はじめにー国立公園の宿泊事業者に期待することー 2. ガイドライン策定の目的 3. ガイドラインに位置づける機能・役割 4. ガイドラインの運用ー連携方策の実施ー	 ● 詳細な経緯や背景は削除(手引きに集約) ● 企業特性やサービス特性等の全体に係る適用条件を概要に記載	I. 本ガイドラインについて 1. ガイドラインの目的 2. ガイドラインの概要
II. 「国立公園ならではの宿泊施設」として有してほしい機能・役割 1. 環境と社会の持続可能な発展に関する機能・役割 1-1. 環境負荷の総量削減に係る取組の実施 (1) 環境負荷の総量削減に係る取組の実施 1-2. 地域社会への貢献 (1) 地域への理解と、取組への参画 (2) 地域社会の経済循環への貢献 2. 「国立公園の保護と利用」に関する役割・機能 2-1. 国立公園の自然環境保全及び利用環境整備 (1) 利用者への普及啓発 (2) 自然環境保全又は利用環境の整備・管理 2-2. 国立公園ならではの感動が得られる自然体験アクティビティの提供 (1) 取り扱うアクティビティ (2) 利用者への情報発信 (3) アクティビティへの参加申込 (4) 宿泊施設によるアクティビティの開発・実施 (5) ガイド人材の育成 3. 取組の実効性の確保	 ● 国立公園のブランドプロミスに沿って項目の並び替えを検討 ● 各機能・役割の基本理念は概要のみを記載(詳細は手引きへ) ● 項目の修正、立地条件等項目ごとの適用条件の記載を実施 ● 想定される取組例・コラム等の補足情報は削除(手引きに集約)	II. 「国立公園ならではの宿泊施設」として有してほしい機能・役割 ※国立公園ブランドプロミスに沿って項目並び替え ＜国立公園のブランドプロミス＞ ● 感動的な自然風景 ● サステナビリティへの共感 ● 自然と人々の物語を知るアクティビティ ● 感動体験を支える施設とサービス
III. 備考 1. 用語解説 2. 問合せ先一覧		III. 備考 1. 用語解説 2. 問合せ先一覧

4. ガイドライン手引きの構成(案)

ガイドライン手引き(案)

I. 本手引きの使い方

II. ガイドラインの背景と関連する内容(詳細)

※背景、国際認証等のガイドラインに関連する内容等を記載。

III. ガイドラインチェック項目リストの取組例とチェックの考え方

※各機能・役割の基本理念の詳細を記載。

※各項目毎に想定される取組例及びチェックの考え方を記載。また、各項目設定の背景を必要に応じて記載。

※ガイドライン1.0版掲載のコラムに加え、試行的取組を踏まえた追加のコラムを掲載。

(コラムの中で、特に重視するステップアップ項目について、理想像実現に向けたステップを例示。)

各チェック項目は、ガイドラインに合わせた順で記載

5. 本日も意見を伺いたい内容

【内容1】 ガイドライン改定版及び手引きの構成案

- 本資料p.3、p.4のとおり、ガイドライン改定版及びガイドライン手引きの構成案を作成。
- 各構成案について、ご意見を伺いたい。

【内容2】 チェック項目に係るガイドライン改定版及び手引きの記載内容の確認

- 第5回検討会の議論を踏まえ、
 - 各チェック項目の修正、適用条件の追記(ガイドライン改定版に反映)
 - 各チェック項目について想定される取組例及びチェック項目の考え方(ガイドライン手引きに反映)について案を作成。(資料2-3参照)
- 特に各項目の適用条件(ガイドライン改定版に反映)及びチェックの考え方(ガイドライン手引きに反映)について、主に以下のような観点から、ご意見をいただきたい。
 - 個別項目に応じて適用条件を設定しているが、その考え方や範囲のレベル感
 - 「チェックの考え方」において、円滑なセルフチェックや目標の明確化のため、一部の項目において数値基準を設ける案としているが、その是非(※)及び数値のレベル感
 - ※判断の水準として分かりやすいものの、事業者の参画のハードルになる懸念 等
 - 上記のほか、適切な運用を図る観点から修正・追記すべき事項

(参考)国立公園のブランドプロミスとブランディング活動(2023年6月)

National
Parks
of Japan

国立公園のブランドプロミス※とブランディング活動

(2023年6月)

ブランドメッセージ

その自然には、物語がある。

※国立公園の管理運営に関わる関係者が
共通の理解を持つための
「全ての国立公園の共通の管理運営指針」

提供価値

多様な自然風景と、生活・文化・歴史が凝縮された
物語を知ること、忘れられない唯一無二の感動や体験ができる。

ブランドプロミス (国立公園が来訪者・地域に約束すること)

◎感動的な
自然風景



◎サステナビリティ
への共感



◎自然と人々の物語
を知るアクティビティ



◎感動体験を支える
施設とサービス



ブランディング活動 (ブランドプロミスを実現し続けるため、環境省が地域・関係者と一緒に取り組むこと)

- ①自然・生活・文化・歴史を把握し、物語（ストーリー）を明らかにし、保護と利用の方針を定め、行動計画を作成します。
- ②地域のコーディネーターとして、地域の多様な主体と一体となって公園管理や魅力の発信に取り組みます。

③自然の風景や野生
生物、生態系を保護・
再生します。

※二次的自然の維持管
理も含む

④利用のルール、限定体
験、利用者負担等に取り
組み、公正な利用とその
対価が保護に再投資され
る仕組みをつります。

⑤脱炭素化や地産地消
などに取り組み、持続可
能な地域づくりに貢献しま
す。

⑥物語(ストーリー)に
沿った魅力的な自然
体験コンテンツと体験
コースをつります。

※物語（ストーリー）とは、
自然・暮らし・文化など地
域の資源をつなぎ、その風
景地の成り立ちや価値を
伝えるもの

⑦集団施設地区・温泉街
等の利用拠点の魅力向上
を図ります。

⑧魅力的な利用施設の整備・管理を進めます。

⑨統一したメッセージ、デザ
インを活用し、国立公園に
関する情報を広く発信し、
理解拡大に努めます

(参考)ガイドラインの概要

参考1. ガイドライン策定の目的(作成時点)

- 国立公園ならではの宿泊施設を増やしていくために、「全ての国立公園の宿泊事業者をお願いしたいこと(=コア項目)」、「理想像を目指すために満たしてもらいたいこと(=ステップアップ項目)」をとりまとめ、広く周知。
- 全ての宿泊事業者が「国立公園ならではの宿泊施設」として共通認識を持ち、全体の底上げを図るとともに、少しでも多くの施設で「理想像」が実現できるようになることを目指す。
- そのために、まずは環境省と全ての宿泊事業者が共通認識を持つために作成。

参考2. ガイドラインの機能・役割(作成時点)

- 「国立公園ならではの宿泊施設」として有してほしい機能・役割は3項目(5つの詳細項目)。
- 5つの詳細項目は「目指す水準」に応じて、「コア項目」と「ステップアップ項目」を設定。
- これらの項目は、各国際認証基準に盛り込まれている項目を考慮して作成。

機能・役割の項目		設定した趣旨
1. 環境と社会の持続可能な発展に関する機能・役割	1-1. 環境負荷の総量削減に係る取組の実施 (1)環境負荷の総量削減に係る取組の実施	● 国立公園としての価値を提供し続け、事業継続の基盤となる地球・社会環境への配慮。 ● 文化等の地域資源維持や、地域住民への協力など、地域社会の持続可能な発展への貢献。
	1-2. 地域社会への貢献 (1)地域への理解と、取組への参画 (2)地域社会の経済循環への貢献	
2. 国立公園の保護と利用に関する機能・役割	2-1. 国立公園の自然環境保全及び利用環境整備 (1)利用者への普及啓発 (2)自然環境保全又は利用環境の整備・管理	● 「感動体験の提供」に関わり、感動体験を支える「自然環境保全」にも参画し、利用者に重要性を普及啓発。
	2-2. 国立公園ならではの感動が得られる自然体験アクティビティの提供 (1)取扱うアクティビティ (2)利用者への情報発信 (3)アクティビティへの参加申込 (4)アクティビティの開発・実施 (5)ガイド人材の育成	
3. 取組の実効性の確保		● 1.2.の実効性を高め持続させる取組。

目指す水準	趣旨
コア項目	● 国立公園に立地する全ての宿泊施設の達成を推進する項目。 ● 自然に負荷をかけない取組や、経営規模や立地条件によらず、取組み可能な内容を設定。
ステップアップ項目	● 「理想像」を目指すために実施されていることが望ましい連携協定締結時に重視する項目。 ● 本項目を満たす宿泊施設を拠点として、より高付加価値な滞在体験の提供につながる内容を設定。

1.環境と社会の持続可能な発展に関する機能・役割

1-1 環境負荷の総量削減に係る取組の実施

（1）環境負荷の総量削減に係る取組の実施

1） コア項目

① エネルギー・脱炭素

NO.

1

2

3

ガイドラインチェック項目			手引き記載内容	
	現行版	改定案（例は手引きに記載）	想定する取組	チェックの考え方
	エネルギーの使用量を把握したうえで見直しを行っている 1（例：電気、ガス、ガソリン、灯油などの使用量を月単位で確認し前年同期と比較している）	現行版から修正なし	電気、ガス、ガソリン、灯油などの使用量を月単位で確認し前年同期と比較している	使用量を把握し、前年同期と比較していれば、必ずしも減少していなくてもチェック可能
	エネルギー効率の高い機器を導入している 2（例：LED照明、高効率な空調や厨房機器（冷蔵・冷凍庫、食洗器など）を導入している）	現行版から修正なし	LED照明、高効率な空調や厨房機器（冷蔵・冷凍庫、食洗器など）を導入している	・LED照明の場合は全館の概ね●%で導入していればチェック可能 ・その他の空調、厨房機器については、過去1年以内に購入した機器についてエネルギー効率が高いものになっていればチェック可能 ※「エネルギー効率が高い」基準については引き続き検討
	出勤時や移動時に温室効果ガスの排出削減につながる移動手段を推奨している 3（例：地域バスの利用、ハイブリッドカーや電気自動車などのエコカー利用、社員用の乗合バスの運行を行っている）	出勤時や移動時に温室効果ガスの排出削減につながる移動手段を推奨している ※社員・スタッフ全員が泊まり込みである等、毎日の通勤に温室効果ガスを排出する移動手段を用いていない施設は本項目についての考慮は不要	・社員の出勤時に地域バス、ハイブリッドカーや電気自動車などのエコカー等温室効果ガスの排出削減につながる移動手段を推奨している ・社員用の乗合バスの運行を行っている	「想定する取組」に掲げる内容を実施していればチェック可能

② 廃棄物

NO.

4

5

6

7

8

9

ガイドラインチェック項目			手引き案	
	現行版	改定案（例は手引きに記載）	想定する取組	チェックの考え方
	廃棄物の排出量を把握したうえで見直しを行っている 1（例：分類別の廃棄物の排出量（重量または袋数）を月単位で確認し前年同期と比較している）	現行版から修正なし	分類別の廃棄物の排出量（重量または袋数）を月単位で確認し前年同期と比較している	使用量を把握し、前年同期と比較していれば、必ずしも減少していなくてもチェック可能
	ごみを分別している 2（例：ごみと再利用できる資源の分別式ごみ箱を設置している）	現行版から修正なし	・ごみと再利用できる資源の分別式ごみ箱を設置している ・収集事業者へ分別回収を依頼している	客室毎に分別していなくとも、施設から収集運搬事業者に渡る際に分別されていればチェック可能
	使い捨てのバス用品（シャンプー、石鹸等）を提供していない 3（例：ディスペンサーで提供し、個包装製品の削減に努めている）	※No.7へ集約	—	—
	アメニティに関する配慮を行っている 4（例：フロントで必要数のみ提供、リサイクル素材への切替、廃止等）	使い捨てのアメニティの提供に関する配慮を行っている	・ディスペンサーでの提供を行っている ・アメニティの廃止またはフロントでの必要数のみの提供、リサイクル素材への切替え等を実施している ・上記2点等を実施した上で、宿泊客に対し周知を行っている	リサイクル素材でないアメニティについて、宿泊者への配布を必要最低限とするような取組（想定する取組に掲げる内容を参照）をしていればチェック可能
	使い捨て食器に関する配慮を行っている 5（例：使い捨て食器を使用しない、使用する場合は環境配慮型の食器を使用している）	現行版から修正なし	使い捨て食器を使用しないか、使用する場合は環境配慮型の食器を使用している	環境配慮型でない使い捨て食器を使用していなければチェック可能 ※「環境配慮型」の基準については引き続き検討
	施設で使用する紙を削減している 6（例：紙の使用量の把握やペーパーレス化）	現行版から修正なし	紙の使用量の把握やペーパーレス化に取り組んでいる	使用量を把握し、ペーパーレス化に取り組んでいれば、必ずしも減少していなくてもチェック可能

NO.	③ 水資源			手引き案	
		ガイドラインチェック項目		想定する取組	チェックの考え方
		現行版	改定案（例は手引きに記載）		
	10	1 水の使用量を把握したうえで見直しを行っている （例：水の使用量を月単位で確認し前年同期と比較している）	水の使用量を把握したうえで見直しを行っている ※湧水を利用しており使用量の把握が難しい場合は本項目についての考慮は不要（なお、湧水であっても子メーターを設置して把握してることが望ましい）	水の使用量を月単位で確認し前年同期と比較している	使用量を把握し、前年同期と比較していれば、必ずしも減少していなくてもチェック可能
	11	2 施設内のシャワーやトイレの節水対策を行っている （例：節水型のシャワー、トイレ、風呂桶の導入）	現行版から修正なし	節水型のシャワー、トイレを導入している	全館の概ね●%以上で導入していればチェック可能
	12	3 滞在中に何度も使えるボトル・タンブラーやウォーターサーバーによる飲料水の提供等を行っている	滞在中に何度も使えるボトル・タンブラーを用い、ウォーターサーバー等から給水することを促している	滞在中に何度も使えるボトル・タンブラーを用い、ウォーターサーバー等から給水することを促している	ウォーターサーバーではなく蛇口から出る水を飲料水として推奨している場合でもチェック可能
13	4 環境配慮型の洗剤やシャンプー等を使用している	現行版から修正なし	環境配慮型の洗剤やシャンプー等を使用している		共用部（キッチン等従業員用の共用部含む）において対策を行っていればチェック可能 ※「環境配慮型」の基準については引き続き検討
14	5 連泊時の清掃サービスの削減、実施不要を選択肢として提供している （例：連泊時の毎日の清掃を実施していない・しないことを説明している）	現行版から修正なし	連泊時の毎日の清掃を実施しないか、または希望制としている		「想定する取組」に掲げる内容を実施していればチェック可能
NO.	④ 生物多様性への配慮			手引き案	
		ガイドラインチェック項目		想定する取組	チェックの考え方
		現行版	改定案（例は手引きに記載）		
	15	1 外来種の生き物を飼育せず（ただし、それらが逃げ出さないような措置を講じた上で、生物多様性保全に関する啓発を目的とする場合にはこの限りでない）、地域に根ざした生き物であっても動物福祉に反する行動をとらない （例：外来種の生物を飼育しない・繁殖させない、生き物をむやみに捕獲しない）	現行版から修正なし	・生物多様性保全に関する啓発以外の目的で外来種の生物を飼育しない。目的に沿って外来種の飼育をする際でも、逃げ出さないような措置を講じる ・地域に根差した生き物であっても、飼育する場合は不適切な扱いをしない	「想定する取組」に掲げる内容を実施していればチェック可能
16	2 植物の植栽や栽培を行う場合、周辺に拡散する可能性のある園芸品種、外来種等を植栽・栽培しない	現行版から修正なし	植物の植栽や栽培を行う場合、周辺に拡散する可能性のある園芸品種、外来種等を植栽・栽培しない		「想定する取組」に掲げる内容を実施していればチェック可能 ※「周辺に拡散する可能性」の基準については引き続き検討
17	3 野生生物に悪影響を及ぼすような行動をとらない （例：利用者に野生生物を見せるための餌付けをしない、公害対策の実施）	現行版から修正なし	・利用者に野生生物を見せるための餌付けをしない ・夜間消灯、夜間の屋外での音楽の音量調整等、野生生物に対する光害や騒音対策を実施している		「想定する取組」に掲げる内容を実施していればチェック可能
NO.	⑤ 周知			手引き案	
		ガイドラインチェック項目		想定する取組	チェックの考え方
18	1 上記の取組を宿泊客に周知し協力依頼を実施している	1-1(1)1)①～④の取組を宿泊客に周知し協力依頼を実施している	本ガイドラインを踏まえた環境負荷の総量削減に係る取組実施について、HP、企業パンフレット、ロビー等において周知している		「想定する取組」に掲げる内容を実施していればチェック可能

NO.

2) ステップアップ項目
① エネルギー・脱炭素

ガイドラインチェック項目			手引き案	
	現行版	改定案（例は手引きに記載）	想定する取組	チェックの考え方
19	1 G H G プロトコルに基づき排出量測定を実施している	現行版から修正なし	GHGプロトコルに基づき排出量測定を実施している	GHGプロトコルに基づいた排出量測定について、Scope 1、Scope 2 を実施していればチェック可能 ※排出量測定が必要な背景について追記予定
20	2 カーボנקレジットの購入により排出量を相殺している （例：クレジット付のお土産やサービスの取扱い、商品やサービス利用に対する寄付型のオフセットを実施している）	カーボנקレジットの購入またはカーボンオフセットを伴う商品・サービスの提供により排出量を相殺している	・カーボנקレジットを購入している ・カーボנקレジット付のお土産やサービスの取扱い、商品やサービス利用に対する寄付型のカーボンオフセットを実施している	施設運営においてカーボנקレジットの購入または、カーボンオフセットの取組を一つでも実施していればチェック可能
21	3 施設で使用する電力に、再生可能エネルギー、自然エネルギーを使用しており、これらの使用割合を把握している （例：使用電力を 1 0 0 %再生可能エネルギーで賄う R E 1 0 0 %を目指す取組を進めている）	施設で使用する電力に、再生可能エネルギー、自然エネルギーを使用しており、これらの使用割合を把握している ※電力インフラが届いていない場所に位置する施設は本項目についての考慮は不要	再生可能エネルギー由来の電力を購入しており、施設内でその使用割合を把握している	施設で使用する電力の一部でも再生可能エネルギー由来の電力を用いており、その使用割合を把握していればチェック可能
22	4 施設内で再生可能エネルギーにより発電を行い、使用している （例：使用するエネルギーの一部に自家発電の太陽光エネルギーを使用している）	施設内で再生可能エネルギーにより発電を行い、使用している ※電気・ガス・水道のインフラが届いていない場所や、冬季の積雪その他気象条件により再生可能エネルギーの導入が困難な場所に位置する施設は本項目についての考慮は不要	施設で使用するエネルギーの一部に自家発電の太陽光エネルギーなどを使用している	施設で使用する電力の一部でも自家発電による再生可能エネルギー由来の導入していればチェック可能
23	5 電気自動車の利用に対応している （例：電気自動車の充電スタンドを設けている、または近隣の充電スタンドを紹介している）	電気自動車の利用に対応している ※電力インフラが届いていない場所や、電気自動車での立ち入りが困難な場所に位置する施設は本項目についての考慮は不要	・電気自動車の充電スタンドを設けている ・近隣の利用可能な充電スタンドを案内している	施設において充電スタンドを設置している、または近隣で宿泊者が利用可能である旨調整済みの充電スタンドが案内できればチェック可能
24	6 カードキーや人感センサーを活用した電源管理をしている （例：客室不在時に電源を切る設定にしている）	外構や共用部、従業員スペースについて、人感センサーやタイマー等を活用した電源管理をしている	外構や共用部、従業員スペースにおいて、人感センサーやタイマーを用いた電源管理をしている	安全管理や施設管理上必要な設備を除き、人感センサーやタイマー等を用いた電源管理ができていればチェック可能
25	7 ー	（追加） 客室において、カードキーや人感センサーを活用した電源管理をしている	客室において、カードキーや人感センサーを活用した電源管理をしている	全体の概ね●%以上の客室で、カードキーや人感センサーを活用した電源管理をしていればチェック可能
26	8 環境に配慮した施設設計をしている （例：断熱化、ZEB・ZEH化、LEED認証の取得を進めている）	環境に配慮した施設設計をしている ※既存施設で対応が難しい場合は本項目についての考慮は不要。ただし、改築、増築時には環境に配慮した施設設計とすることが望ましい	断熱化、ZEB・ZEH化（ready含む）、LEED認証の取得を進めている	施設において断熱等級5以上（2025年以降に新築する住宅では断熱等級4以上、2030年には等級5以上の義務化）、または「想定する取組」に掲げる各種認証を受けていばチェック可能

② 廃棄物

NO.	ガイドラインチェック項目			手引き案	
		現行版	改定案（例は手引きに記載）	想定する取組	チェックの考え方
27	1	食事の提供方法を工夫しフードロスの削減に取り組んでいる （例：食事の終了時間を踏まえたビュッフェの提供方法を工夫している）	現行版から修正なし	・朝食・夕食付プランで事前に必要な食材の量を把握している ・食事の終了時間を踏まえたビュッフェの提供方法の工夫などを実施している ・一次加工済の食材（肉野菜の皮むき、魚の下ろし等を地域事業者 に依頼して購入 ）を購入している ・生ごみ処理機等の導入により、廃棄される生ごみの量を削減している	「想定する取組」に掲げる内容を実施していればチェック可能
28	2	食品残さのリサイクルに取り組んでいる （例：食品残さのたい肥化・飼料化に取り組んでいる）	現行版から修正なし	コンポスト容器、たい肥化装置の導入、地域の関係者（事業者や農家等）と連携した食品残さのリサイクルに取り組んでいる	「想定する取組」に掲げる内容を実施していればチェック可能
29	3	徹底的な分別によりゼロウェイストを目指している （例：地域指定以上の分別を実施している）	②1, 2の取組以外に、ゼロウェイストを目指し、廃棄物の削減やリサイクルの促進に取り組んでいる	・廃棄物を削減するため、調達量をできるだけ削減している ・再資源化可能な製品の調達を優先している	ゼロウェイストを目指し、「想定する取組」に掲げる内容を実施していればチェック可能

③ 調達

NO.	ガイドラインチェック項目			手引き案	
		現行版	改定案（例は手引きに記載）	想定する取組	チェックの考え方
30	1	環境に配慮した食品を選択している （例：減農薬・低農薬、オーガニックの食材を使用した料理を提供している）	環境に配慮した食品を選択している	・地産地消、減農薬・低農薬、オーガニックの食材を使用した料理を提供している	食品品目全体の概ね●%以上が環境に配慮した商品であればチェック可能 ※「環境に配慮した」の基準については引き続き検討 ※※地産地消が環境配慮に繋がる背景を記載予定
31	2	環境に配慮した製品購入やサービス選択を行っている （例：グリーン購入法に基づく商品（F S C 認証の紙や再生紙等）、フェアトレード商品を購入している）	現行版から修正なし	グリーン購入法に基づく商品（F S C 認証の紙や再生材を用いた文具等）、フェアトレード商品を購入している	日常的に5品目以上で環境に配慮した購入やサービス選択を行っていればチェック可能 ※「環境に配慮した」の基準については引き続き検討

④ 周知

NO.	ガイドラインチェック項目			手引き案	
		現行版	改定案（例は手引きに記載）	想定する取組	チェックの考え方
32	1	上記について、経営層で議論された方針や取組計画があり、それが社員・スタッフにも共有されている	1-1(1)1)2)の取組について、経営層で議論された方針や取組計画があり、それが社員・スタッフにも共有されている	環境負荷の総量削減に係る取組について、経営層で議論された方針や計画を、全社員・スタッフ宛てに社内通達等で共有している	「想定する取組」に掲げる内容を実施していればチェック可能
33	2	上記取組及び計画について、定量的なデータとともに開示している （例：宿泊施設のホームページで、再生可能エネルギーの使用率を公表している）	1-1(1)1)2)の取組計画及び具体の取組について、定量的なデータとともに開示している	環境負荷の総量削減に係る取組について、④ 1で示された方針や計画・具体の取組内容を宿泊施設のホームページに掲載するとともに、再生可能エネルギーの使用率等、計画に定められたデータを公表している	「想定する取組」に掲げる内容を実施していればチェック可能

1-2 地域社会への貢献

(1) 地域への理解と取組への参画

1) コア項目

NO.	ガイドラインチェック項目		手引き案	
	現行版	改定案（例は手引きに記載）	想定する取組	チェックの考え方
34	1 地域の歴史・文化を理解し、尊重している	現行版から修正なし	宿泊施設の経営方針、ホームページ、パンフレット、施設内の掲示等で地域の歴史や文化の理解・尊重が謳われている	宿泊者の目に触れる形で示していなくても、宿泊施設の経営方針への位置づけやスタッフ教育での言及等、地域の歴史・文化の尊重がわかる取組を何らか実施していればチェック可能
35	2 地域の関係者と良好な関係を構築し、地域の取組に参画・協力している （例1：地域とコミュニケーションを図り関係構築に努め、地域活動に参加している） （例2：商工会、観光協会、町内会や自治会等の地域の団体に加盟し、地域と連携した取組を行っている） （例3：ロビー、屋外広場、駐車場等をイベント会場や避難場所として提供している、地域内の共有エリアの清掃活動に参加している等）	現行版から修正なし	・地域とコミュニケーションを図り関係構築に努め、地域活動に参加している ・商工会、観光協会、町内会や自治会等の地域の団体に加盟し、地域と連携した取組を行っている ・ロビー、屋外広場、駐車場等をイベント会場や避難場所として提供している、地域内の共有エリアの清掃活動に参加している	「想定する取組」に掲げる内容を実施していればチェック可能
36	3 地域の歴史・文化や、地域の活動等の地域情報の発信を行っている	現行版から修正なし	地域の歴史・文化や、地域の活動等の地域情報を宿泊施設のホームページ、パンフレット、施設内の掲示等において、周知している	「想定する取組」に掲げる内容を実施していればチェック可能

2) ステップアップ項目

NO.	ガイドラインチェック項目		手引き案	
	現行版	改定案（例は手引きに記載）	想定する取組	チェックの考え方
37	1 国立公園に関する協議会に参画している（加盟する団体としての加入も含む）	国立公園の保護又は利用に関する協議の場を開催又はに参画している（加盟する団体としての開催・参画も含む）	・国立公園の地域協議会に参加している ・宿泊施設が立地する地域の自然保護や利活用に係る意見交換会等を開催している	国立公園の名前がついた協議の場でなくとも、協議の場の目的が国立公園の保護または利用に資する場合はチェック可能

NO.

38

39

40

41

42

43

44

(2) 地域社会の経済循環への貢献

1) コア項目

ガイドラインチェック項目			手引き案	
	現行版	改定案（例は手引きに記載）	想定する取組	チェックの考え方
1	提供する食材はその地域でとれた食材を優先して使用している （例：食材の仕入れ先は地元生産者を優先している）	現行版から修正なし	・食材の仕入れ先は地元生産者を優先している ・ 地元生産者から直接購入した農作物を料理で使用・提供している	日常的に、施設において提供する食材●品目以上が地域の食材であればチェック可能 ※「 地域 」の基準については引き続き検討
2	地域の製品・商品やサービスを優先的に調達している （例1：ガイド、通訳、交通、土産物販売、清掃、造園、修理・整備等は地元事業者を優先して活用している） （例2：地元生産者から直接購入した農作物を料理で使用・提供している）	現行版から修正なし	ガイド、通訳、交通、土産物販売、清掃、造園、修理・整備等は地元事業者を優先して活用している	日常的に、施設において調達する製品・サービスのうち●項目以上が地域の製品・サービスであればチェック可能 ※「 地域 」の基準については引き続き検討

2) ステップアップ項目

ガイドラインチェック項目			手引き案	
	現行版	改定案（例は手引きに記載）	想定する取組	チェックの考え方
1	施設スタッフ、ガイド、関連する事業者について、地域の雇用創出や働き手の確保に努めている （例：移住支援も含めて地域在住の住民を雇用している）	現行版から修正なし	・ 地域在住の住民を優先して雇用している ・地域外の住民を雇用する場合は、移住支援の取組をあわせて実施している	「想定する取組」に掲げる内容を実施していればチェック可能
2	地域の商店（飲食店、お土産屋等）と連携・協力し、宿泊客などの利用者が地域の商店や飲食店を積極的に利用する仕組みを提供している （例1：地域の飲食店マップの提供をしている（デジタル推奨）） （例2：地域通貨の案内と活用を促している） （例3：素泊まりオプションの提供（泊食分離））	現行版から修正なし	・地域の飲食店マップの提供をしている（デジタル推奨） ・地域通貨の案内と活用を促している ・素泊まりオプションを提供している（泊食分離）	「想定する取組」に掲げる内容を実施していればチェック可能
3	伝統工芸品や地域の特産品、食文化等を自然環境にまつわる背景・ストーリー、職人の状況等を含めて紹介し、提供・販売している （例1：お土産コーナーでの案内・販売、HPやSNSを通じて案内・販売している） （例2：地元の食材を使った伝統食等を解説と共に宿泊者に提供している）	地域の特産品、食文化等を 、自然環境にまつわる背景・ストーリー、生産に関わる職人の状況等を含めて紹介し、提供・販売している	・お土産コーナーやホームページ等で、自然環境にまつわる背景や生産に関わる職人の状況を説明の上、地域の特産品等を販売している ・地元の食材を使った伝統食等を解説と共に宿泊者に提供している	「想定する取組」に掲げる内容を実施していればチェック可能
4	地元の木材・建材・大工（建設会社）や伝統的な建築様式、伝統工芸品を使用している （例：内装に地域の伝統様式を踏まえた家具を設置している）	地元の木材・建材や伝統的な建築様式、伝統工芸品 を使用している	・ 地元産の建材を活用している ・地域の伝統様式を踏まえた内装や家具の設置を実施している	施設の一部でも地元の建材や伝統的な建築様式、伝統工芸品を使用していればチェック可能
6	地産地消について、具体的な使用品目や割合等の情報を開示している	地産地消について、具体的な使用品目 を開示している	提供する地域由来の食材について、産地を開示している	地域の食材を使った料理について、産地の表記を行っていればチェック可能 ※「 地域 」の基準については引き続き検討

2.「国立公園の保護と利用」に関する役割・機能

2-1 国立公園の自然環境保全及び利用環境整備

(1) 利用者への普及啓発

1) コア項目

NO.	ガイドラインチェック項目			手引き案	
		現行版	改定案（例は手引きに記載）	想定する取組	チェックの考え方
45	1	国立公園の基礎的な情報を普及啓発している （例：立地する国立公園名、区域、特徴や魅力、国立公園のビジョン・ブランドプロミス・コンセプト等）	現行版から修正なし	立地する国立公園名、区域、特徴や魅力、国立公園のビジョン・ブランドプロミス・コンセプト等を宿泊施設のホームページやパンフレット、施設内等で掲示している	宿泊施設において一部、一箇所でも普及啓発を実施していればチェック可能
46	2	国立公園の利用のルールやマナーに関する情報を普及啓発している	現行版から修正なし		
47		上記に関して、実施する方法についても教えてください ・パンフレットの設置 ・ロビーでのパネル・サイネージの設置 ・HP・SNSでの紹介	現行版から修正なし	既存のパンフレット等を活用し、国立公園の利用のルールやマナーに関する情報を普及啓発している	宿泊施設において一部、一箇所でも普及啓発を実施していればチェック可能

2) ステップアップ項目

NO.	ガイドラインチェック項目			手引き案	
		現行版	改定案（例は手引きに記載）	想定する取組	チェックの考え方
48	1	宿泊客以外にも情報展示（写真・パネル、デジタルサイネージ、映像放映等、学習スペース）を開放している （例：ロビーの一部を国立公園の紹介コーナーとして開放している）	現行版から修正なし	ロビーの一部（書棚等含む）を国立公園の紹介コーナーとして開放している	宿泊施設において一部、一箇所でも解放された情報展示スペースがあればチェック可能
49	2	宿泊施設内で、スタッフ等によるガイダンスを毎日、または希望者の希望に応じてその都度実施している	現行版から修正なし	宿泊施設内で、スタッフ等によるガイダンス、紹介動画の放映を毎日、または宿泊者の希望に応じて実施している	別途のガイダンス時間を設けていなくとも、チェックイン時に詳細なガイダンスを行う場合や、紹介動画の案内・放映を行っていればチェック可能
50	3	国立公園マーク・統一フォント等の活用や、共用スペース・屋外標識で所在する国立公園名の表示を行っている	現行版から修正なし	国立公園マーク・統一フォント等の活用や、共用スペース・屋外標識で所在する国立公園名を表示している	宿泊施設の共用スペース（屋外含む）において一部、一箇所でもマーク・フォント・国立公園名の表示があればチェック可能

1) コア項目

NO.

□

2-2 国立公園ならではの感動が得られる自然体験アクティビティの提供				
(1) 取扱うアクティビティ				
1) コア項目				
NO.	ガイドラインチェック項目		手引き案	
	現行版	改定案（例は手引きに記載）	想定する取組	チェックの考え方
59	1環境省の「国立公園における自然体験コンテンツガイドライン」の基礎的項目（フェーズ1）の項目を9割以上満たしている（詳細は、P22）	環境省の「国立公園における自然体験アクティビティガイドライン」の基礎的項目（フェーズ1）の項目を9割以上満たした アクティビティを取り扱っている	施設で取り扱うアクティビティについて「国立公園における自然体験アクティビティガイドライン」を9割以上満たしていることを確認している	「国立公園における自然体験アクティビティガイドライン」を9割以上満たすアクティビティが一部であればチェック可能（なお、取り扱うアクティビティはすべて当該ガイドラインを満たしていることが望ましい）
60	2地域の資源を適正に利用するガイドツアー・伝統文化・食に関する体験等である	現行版から修正なし	地域の資源を適正に利用するガイドツアー・伝統文化・食に関する体験等を実施・販売している	「想定する取組」に掲げる内容を実施していればチェック可能
2) ステップアップ項目				
NO.	ガイドラインチェック項目		手引き案	
	現行版	改定案（例は手引きに記載）	想定する取組	チェックの考え方
61	1地域におけるストーリー（自然・暮らし・文化など地域の資源をつなぎ、その風景地の成り立ちや価値を伝えるもの）が整理されており、情報発信、アクティビティ実施の際等に、利用者に対してそのストーリーを伝えている	※No.64へ集約	－	－
62	2地域において、インタープリテーション全体計画（各国立公園におけるストーリーや、望まれる体験等を整理したもの）が作成されており（又は作成予定）、アクティビティとインタープリテーション計画が連動している（又は予定がある）	地域 または宿泊施設自身において、国立公園の要素を含む インタープリテーション計画（ストーリーや、望まれる体験等を整理したもの）が作成されており（又は作成予定）、アクティビティとインタープリテーション計画が連動している（又は予定がある）	・地域全体で作成されているインタープリテーション計画に沿ったアクティビティを取り扱っている。 ・ 宿泊施設自身でインタープリテーション計画を定め、その計画に沿ったアクティビティを取り扱っている	「想定する取組」に掲げる内容を実施、または実施の予定があればチェック可能
63	3高付加価値化されている （例：特別な場所へのガイドツアー、通常行われていない早朝・深夜等の限定的な時間帯のツアーを実施している）	高付加価値化されたアクティビティを取り扱っている	特別な場所へのガイドツアー、通常行われていない早朝・深夜等の限定的な時間帯のツアーを実施している	「想定する取組」に掲げる内容を実施していればチェック可能
(2) 利用者への情報発信				
1) コア項目				
NO.	ガイドラインチェック項目		手引き案	
	現行版	改定案（例は手引きに記載）	想定する取組	チェックの考え方
64	1立地する国立公園の魅力や、自然・歴史・文化・生活に基づくストーリーに関する情報を発信している	立地する国立公園の魅力や、地域におけるストーリー（自然・暮らし・文化など地域の資源をつなぎ、その風景地の成り立ちや価値を伝えるもの）に関する情報発信をしている ※No.61を集約	国立公園の魅力や地域におけるストーリー等を、宿泊施設のホームページやパンフレット、施設内の掲示等で示している	「想定する取組」に掲げる内容を実施していればチェック可能
65	2立地する国立公園ならではの自然の満喫方法等（アクティビティ含む）に関する情報を発信している	現行版から修正なし	国立公園ならではのアクティビティを国立公園の魅力やストーリー等と関連させつつ、宿泊施設のホームページやパンフレット、施設内の掲示等で示している	「想定する取組」に掲げる内容を実施していればチェック可能
66	上記に関して、実施する方法についても教えてください ・パンフレットの設置 ・ロビーでのパネル・サイネージの設置 ・HP・SNSでの紹介	現行版から修正なし	－	－

NO. 67 68 69

(3) アクティビティへの参加申込
2) ステップアップ項目

ガイドラインチェック項目			手引き案	
	現行版	改定案（例は手引きに記載）	想定する取組	チェックの考え方
1	アクティビティの参加申込を受け付けている （例：予約時にオプションがあり、参加者からの希望を受け付けられる）	現行版から修正なし	・アクティビティ付きの宿泊プランを用意している ・予約時や宿泊施設のフロント等でアクティビティ予約を受け付けられる	「想定する取組」に掲げる内容を実施していればチェック可能
2	アクティビティに関して、安全上の留意点や、事前準備等の周知を行っている	現行版から修正なし	・アクティビティ申し込み受付時に安全上の留意点・事前準備の案内を行っている ・アクティビティの留意点について共用部の動画放映などで幅広く周知している	アクティビティ事業者からだけではなく、宿泊施設での申し込み受け付け時に留意事項や事前準備の伝達ができしていればチェック可能
3	当日参加可能なアクティビティの参加申込を受け付けている （例：チェックイン時に紹介して希望に応じて手配している）	現行版から修正なし	チェックイン時や問合せがあった際に参加可能なアクティビティを紹介し、希望に応じて手配している	アクティビティの紹介だけではなく、参加申し込み受付の手配まで実施出来ていればチェック可能

(4) 宿泊施設によるアクティビティの開発・実施

1) コア項目

ガイドラインチェック項目			手引き案	
	現行版	改定案（例は手引きに記載）	想定する取組	チェック基準
1	地域の事業者、観光協会等の団体によるアクティビティの開発・提供に参加している （例：企画会議等への参加、HPでアクティビティの周知を行っている）	※No.71へ集約	—	—

2) ステップアップ項目

ガイドラインチェック項目			手引き案	
	現行版	改定案（例は手引きに記載）	想定する取組	チェックの考え方
1	宿泊施設自らまたは地域の事業者、観光協会等の団体と連携してアクティビティを開発し、提供している	現行版から修正なし ※No.70を集約	・地域の事業者、観光協会等の団体によるアクティビティの開発・提供に参加している ・宿泊施設が主体となってアクティビティを開発し、提供している	「想定する取組」に掲げる内容を実施していればチェック可能

(5) ガイド人材の育成

1) コア項目

ガイドラインチェック項目			手引き案	
	現行版	改定案（例は手引きに記載）	想定する取組	チェックの考え方
1	取扱うアクティビティは地域の事業者によるアクティビティを優先的に案内または活用している	現行版から修正なし	地域の事業者によるアクティビティを優先的に案内または活用している	「想定する取組」に掲げる内容を実施していればチェック可能

2) ステップアップ項目

ガイドラインチェック項目			手引き案	
	現行版	改定案（例は手引きに記載）	想定する取組	チェックの考え方
1	スタッフがガイドを兼ねられるような取組を実施している （例：社員研修の一環でガイド事業者による研修を企画し参加している）	現行版から修正なし	・社員研修等の一環としてガイド事業者等による研修や、資料を用いての勉強会を実施している ・地域のガイド認証制度に参画している	「想定する取組」に掲げる内容を実施していればチェック可能
2	地域のガイド人材の育成に寄与している （例1：施設スタッフがガイドを兼ねるなど施設の繁閑に左右されない採用で地域の雇用創出へ貢献している） （例2：地域のガイド認証制度に参画している）	現行版から修正なし	・施設スタッフがガイドを兼ねるなど施設の繁閑に左右されない採用で地域のガイド人材の雇用創出へ貢献している ・地域のガイドに対する外部有識者研修等を主催し、ガイド人材の育成に寄与している	「想定する取組」に掲げる内容を実施していればチェック可能

3.取組の実効性の確保

NO.	1) コア項目			手引き案	
	ガイドラインチェック項目			想定する取組	チェックの考え方
		現行版	改定案（例は手引きに記載）		
75	1	1.、2. に関して、社員・スタッフに対する研修等の定期的な教育機会を設けている	本ガイドラインの内容を社員・スタッフに対する研修等の定期的な教育機会で説明している	本ガイドラインに関する社員研修や勉強会を定期的実施している	「想定する取組」に掲げる内容を実施していればチェック可能
76	2	社員・スタッフに対して、国立公園に関する取組の満足度や課題を確認している	社員・スタッフに自社の国立公園に関する取組の満足度や課題を確認している	宿泊施設が企画する社員研修や勉強会において、社員・スタッフに自社の国立公園に関する取組の満足度や課題を確認している	「想定する取組」に掲げる内容を実施していればチェック可能
77	3	1.、2. に記載した取組を継続していくために、自社で策定している経営計画等に位置づけている	本ガイドラインの内容を自社で策定している経営計画等に位置づけている	経営方針や事業計画の中で本ガイドラインを踏まえた取組が位置付けられている	「想定する取組」に掲げる内容を実施していればチェック可能
78	4	宿泊施設利用者の満足度や指摘事項等をアンケート調査等で把握している	宿泊施設利用者に対し、本ガイドラインに沿った取組に関する満足度や指摘事項等をアンケート調査等で把握している	客室・ウェブサイトのアンケートや口コミの把握により、本ガイドラインに沿った取組等の満足度・指摘事項を把握している	「想定する取組」に掲げる内容を実施していればチェック可能
79	5	1.、2. の取組のうち、インバウンドの旅行者向けの内容を必要に応じて多言語化している	「1.環境と社会の持続可能な発展に関する機能・役割」、「2.「国立公園の保護と利用」に関する役割・機能」に記載した取組のうちインバウンドの旅行者向けの内容を、必要に応じて多言語化している	本ガイドラインを踏まえた施設の取組についてインバウンドの旅行者向けの内容を必要に応じて、HP掲載やパンフレットにまとめて周知している	「想定する取組」に掲げる内容を実施していればチェック可能

NO.	2) ステップアップ項目			手引き案	
	ガイドラインチェック項目			想定する取組	チェックの考え方
		現行版	改定案（例は手引きに記載）		
80	1	1.、2. に記載した取組の計画を公表している	「1.環境と社会の持続可能な発展に関する機能・役割」、「2.「国立公園の保護と利用」に関する役割・機能」に記載した取組の計画を公表している	HP、企業パンフレット、ロビー掲示等において、本ガイドラインに関する計画や取組を公表している	「1.環境と社会の持続可能な発展に関する機能・役割」、「2.「国立公園の保護と利用」に関する役割・機能」について一つずつでも公表していればチェック可能 (なお、すべての計画について公表することが望ましい)
81	2	1.、2. に記載した取組の実施結果を把握し、公表している	「1.環境と社会の持続可能な発展に関する機能・役割」、「2.「国立公園の保護と利用」に関する役割・機能」に記載した取組の実施結果を把握し、公表するとともに、結果を踏まえて定期的に計画の見直しを行っている ※No.82を集約	HP、企業パンフレット、ロビー掲示等において、本ガイドラインに関する取組の実施結果を公表するとともに、実施結果を踏まえて定期的に計画の見直しを行っている	「想定する取組」に掲げる内容を実施していればチェック可能
82	3	上記を踏まえ、定期的に計画の見直しを行っている	※No.81へ集約	-	-
83	4	保全団体等（登山、サイクリング、トレッキング、キャンプ）など、全国、国際団体との連携やその活動の支援など、他地域とのネットワーク構築や連携を図っている	「1.環境と社会の持続可能な発展に関する機能・役割」、「2.「国立公園の保護と利用」に関する役割・機能」に関連する、全国または国際団体との連携を行うなど、他地域とのネットワーク構築や連携を図っている	自然体験活動に関する団体、自然に関する保全団体、サステナビリティに関する団体等と意見交換等を実施している	各団体の活動内容が「1.環境と社会の持続可能な発展に関する機能・役割」、「2.「国立公園の保護と利用」に関する役割・機能」に関連していればチェック可能

ガイドライン運用で目指すこと

- 全ての国立公園宿舎事業者がコア項目を満たすことで、宿舎事業者自身に保護と利用の好循環の取組に関与頂き、国立公園内のブランド力を高める。
- また、ステップアップ項目の実施により高み(=「理想像」)を目指す宿舎事業者の後押しを行うことで、「国立公園ならではの宿泊施設」としての高付加価値な滞在体験の提供を目指す。

運用方針(案)

全体

ガイドラインの考え方や、目指す理想像について、説明会等の普及啓発を実施する。

コア項目

全宿舎事業者へコア項目を満たすことが望ましい旨通知、チェックリストの一斉回収を行う。

＜コア項目のチェックリストをすべて満たした宿舎事業者へのインセンティブ＞

- ・ マーク付与、宿泊施設名を一覧で公開

ステップ
アップ
項目

理想像を目指す宿泊事業者の後押しとして、以下2段階で取組を実施。

段階①

- ・ 宿舎事業者と公園管理事務所長等との連携協定締結
 - 宿舎事業者はガイドラインに定められている事項の達成を通じて、国立公園の魅力向上に貢献。
 - 環境省は、宿舎事業者へ助言を行うとともに、国立公園魅力向上についての取組を実施。あわせて、連携協定先やその内容に係る広報等を実施。
 - なお、協定を結ぶことのできる宿舎事業者は、コア項目を全て満たす相手とする。

＜連携協定を締結した宿舎事業者へのインセンティブ＞

- ・ 国立公園オフィシャルパートナーとのマッチング
- ・ 国立公園補助事業への優先採択
- ・ 「国立公園に、行ってみよう」HPや日本政府観光局(JNTO)のHPでの個別紹介 等

段階②

- ・ 段階①の運用状況も踏まえ、表彰制度も検討

令和7年度

R7.6 第5回検討会

- ・試行的取組の進捗について
- ・ガイドライン改定及び手引き策定について(論点)
- ・令和8年度以降の運用方針について(論点)

R7.10 第6回検討会

- ・試行的取組の進捗について
- ・ガイドライン改定及び手引き策定について(方向性)
- ・令和8年度以降の運用方針について

R7.12頃 第7回検討会

- ・試行的取組の進捗について
- ・ガイドライン改定版(素案)・手引き(素案)について
- ・令和8年度以降の運用方針について

R8.3頃 第8回検討会

- ・試行的取組のレビュー
- ・ガイドライン改定版(案)・手引き(案)について
- ・令和8年度以降の運用方針について

R8.春～秋

- ・運用方針を踏まえた運用準備

R8.秋頃

- ・運用開始

令和8年度

6-12月

検討会委員による御視察
(各箇所1回ずつを想定)

<参考>

- ・志賀高原:6月実施済
- ・尾瀬小屋:8月実施済

<参考>

11月頃

連携宿舍同士の意見交換会
実施予定

国立公園ならではの宿泊施設 ガイドライン(1.0版)

※本ガイドラインは今後の試行的取組の結果を踏まえ、改訂する予定としています。

令和6年10月

環境省自然環境局国立公園課

< 目 次 >

I. ガイドライン策定の経緯	1
1. はじめに－国立公園の宿舎事業者に期待すること－	1
2. ガイドライン策定の目的.....	5
3. ガイドラインに位置づける機能・役割.....	5
4. ガイドラインの運用　－連携方策の実施－	7
II. 「国立公園ならではの宿泊施設」として有してほしい機能・役割.....	8
1. 環境と社会の持続可能な発展に関する機能・役割.....	8
2. 「国立公園の保護と利用」に関する役割・機能.....	16
3. 取組の実効性の確保.....	23
III. 備考	24
1. 用語解説.....	24
2. 問合せ先一覧.....	26

I. ガイドライン策定の経緯

1. はじめに－国立公園の宿舎事業者に期待すること－

(1) 国立公園の宿舎事業

国立公園は、我が国を代表する傑出した自然の風景地として指定される地域であり、現在、35箇所が指定されています。日本の国立公園は、土地所有に関わらず区域を指定する「地域制自然公園」であり、指定地域の貴重な自然を守りつつ楽しむ利用環境を整備するためには、国立公園事業の取組を、環境省だけでなく地方自治体や民間事業者など、地域の多様な関係者との「協働」のもとで実施していくことが非常に重要です。

特に国立公園事業の中でも、滞在体験の核となる宿舎事業に関しては、歴史ある宿泊施設が、伝統と自然を守りながら、国立公園における滞在体験の魅力向上に貢献してきた事例が各地にあります。一方で、国立公園の利用者数は、1960年代以降に急速に伸び、1991年の4.15億人をピークに漸減していますが、利用者数が伸びた時代に急増した宿泊施設が、その後衰退し、残された廃屋が課題となっている地域も多くあります。

現在、コロナ禍による落ち込みを経て、インバウンドも含めた利用者数の回復が見られ、宿泊施設の開発需要も増えつつあります。宿舎事業者には、短期的な視点での開発によって廃屋を生み出すなどの悪影響をもたらさないよう、国立公園の理念に基づいた、持続可能な経営が求められます。

(2) 国立公園における滞在体験の魅力向上

環境省では、2016年より、国立公園のブランド力を高め、国内外の誘客を促進し、保護と利用の好循環により地域活性化を図ることを主旨とする「国立公園満喫プロジェクト」を推進しています。2023年には、国立公園が来訪者や地域に約束することとして、「国立公園のブランドプロミス」をまとめ(図1)、現在はこの「プロミス」に沿って、地域資源の新しい魅力・価値を創出し、地域の活性化につなげていくため、国立公園の豊かな自然やそこに根ざした地域の文化をより深く満喫できるような滞在を増やす「滞在体験の魅力向上」に重点的に取り組んでいます。

最近の主な動きについては、図2の通りです。



図 1. 国立公園のブランドプロミス

国立公園における滞在体験の魅力向上に関する最近の動き

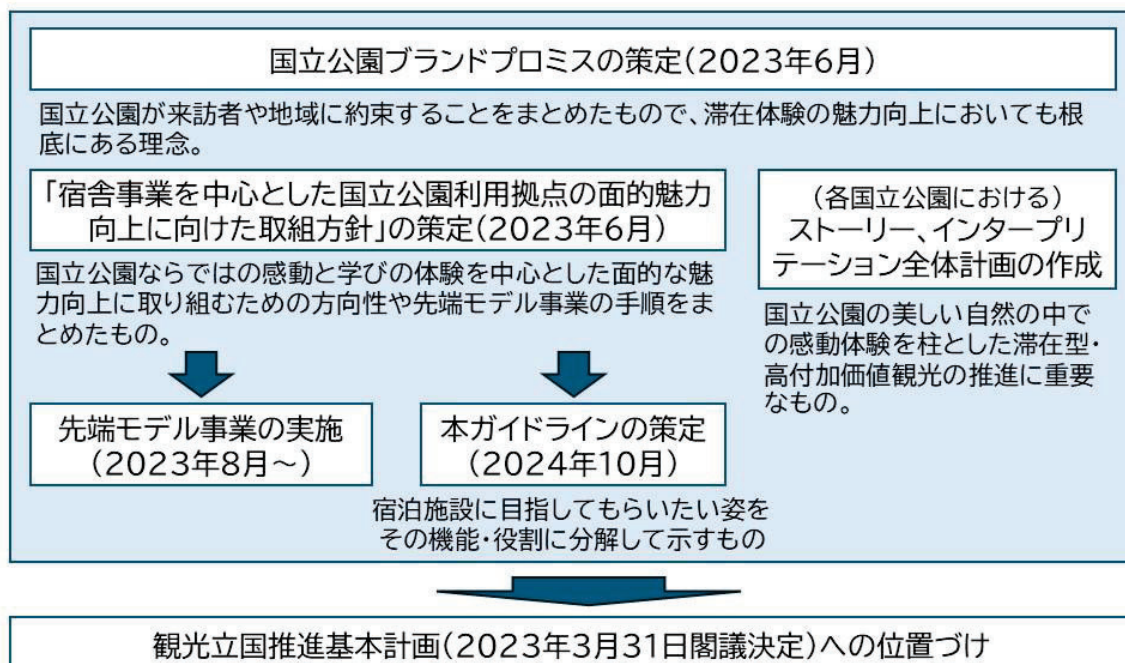


図 2. 国立公園における滞在体験の魅力向上に関する最近の動き

(3) 保護と利用の好循環

自然環境は、地域の生活・文化・歴史の基盤であり、貴重な自然環境が保全されてきた国立公園は、我が国の重要な自然資本です。国立公園内で行われる事業は、その自然資本を元に行われるものであり、自然環境が損なわれれば、事業そのものが成り立たなくなるだけでなく、地域全体の持続性を損なうおそれがあります。一方で、自然環境の保全に対しては、シカによる生態系被害の深刻化や、登山道周辺環境の荒廃、豪雨災害の頻発化による損失といった厳しい現状があり、その対策には、財源・労力両面の確保が必要不可欠です。

その点で、利用者との重要な接点になり得る宿舎事業者には、利用者に「自然環境は利用を支える基盤であり、国立公園は我が国の重要な自然資本である」という意識を持ってもらうための普及啓発や、宿泊利用者等の活動の一部が、国立公園の自然環境の保全に繋がるような、「保護と利用の好循環」の仕組み構築への関わりも期待しています。

昨今、脱炭素、循環型社会、自然共生などへの対応は喫緊の課題となっており、「ネイチャーポジティブ」という考え方も示されているところです。また、アドベンチャーツーリズムに対する関心の高まりもあり、貴重な自然が保全され、引き継がれてきた国立公園においては、自然環境の保全に関する特に高い意識と、環境負荷の総量を削減していく配慮が求められています。利用者のサステナビリティへの意識が向上しつつある中で、これらのニーズにもしっかりと対応することは、新しい魅力の創造にもつながります。宿舎事業が国立公園管理や「保護と利用の好循環」に携わっていくことが、宿舎事業を含む各地域にとってのブランドイメージ向上につながるよう、環境省としても積極的にその仕組みづくりに努めていきたいと考えています。

(4) 「国立公園ならではの宿泊施設」として目指したい姿

2023年に策定した「宿舎事業を中心とした国立公園利用拠点の面的魅力向上に向けた取組方針」において定義されている、宿泊体験を核とした利用の高付加価値化に向けて、「国立公園ならではの感動体験を提供する宿泊施設」として満たすべき条件を踏まえ、本ガイドラインにおいて「国立公園ならではの宿泊施設」として目指したい姿を、図3の通り整理しました。

国立公園の宿泊施設は、素晴らしい景観の中に位置し、環境保全、持続可能性、地域の生活・文化・歴史・コミュニティ等に配慮しつつ、その土地のストーリー※を伝えるアクティビティを提供するなど、唯一無二の感動や体験ができるポテンシャルを有しています。海外の国立公園等においては、そこでの滞在を中心とする唯一無二の体験を目的に利用者が訪れるような宿泊施設があります。一方で、日本の国立公園においては、個別の取組において素晴らしい事例が多くあるものの、宿泊施設を拠点とした環境配慮、地域貢献、自然保護、感動体験の提供等の推進は十分にされてきていません。

こういった宿泊施設の存在は、国立公園の利用・滞在の魅力向上の鍵となることから、国立公園の宿舎事業者にも本ガイドラインで示す「国立公園ならではの宿泊施設」として目指したい姿の実現に向けて一緒に取り組んでいただきたいと考えています。

※ ストーリー(物語)とは、自然・暮らし・文化など地域の資源をつなぎ、その風景地の成り立ちや価値を伝えるもの
(国立公園のブランドプロミスとブランディング活動(2023年))

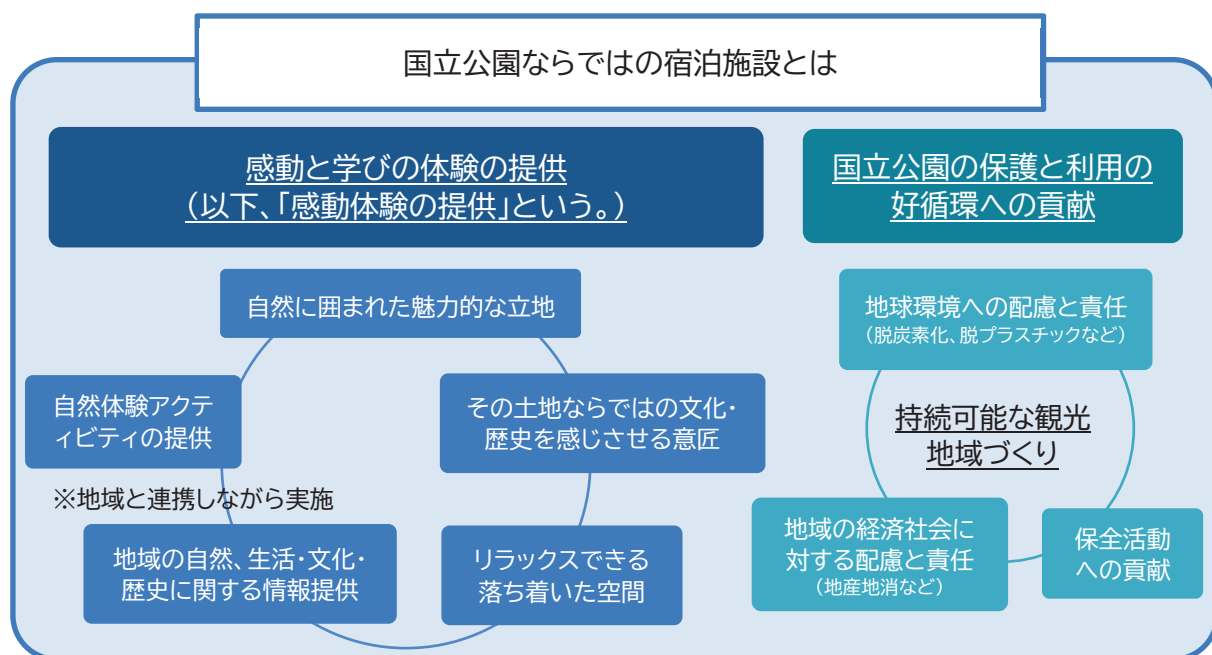


図3 本ガイドラインにおいて「国立公園ならではの宿泊施設」として目指したい姿
(本ガイドラインでは、本図全てを満たす宿泊施設を「理想像」としている。)

2. ガイドライン策定の目的

1(4)の「国立公園ならではの宿泊施設」を増やしていくために、「全ての国立公園の宿泊事業者をお願いしたいこと(＝コア項目)」「理想像を目指すために満たしてもらいたいこと(＝ステップアップ項目)」を、ガイドラインとしてとりまとめ、広く周知することで、まずは環境省と全ての宿泊事業者が共通認識を持つことを目指します。

その上で、全ての宿泊事業者がコア項目を達成できるよう推進していくとともに、先進的な取組を行う事業者が、「理想像」を実現することで高付加価値な滞在体験が提供できるよう、宿泊事業者と環境省が協働で取り組みを行っていきます。この取組においてもガイドラインを指針としていきます。

3. ガイドラインに位置づける機能・役割

「国立公園ならではの宿泊施設」として有してほしい機能・役割は、表1のとおり大きく3つ、細かく分けて5つあります。また、各機能・役割に設定する詳細な項目については、表2のとおり「目指す水準」に応じて、大きく2つに分けて設定しています。なお、これらの項目は各国際認証基準に盛り込まれている項目を考慮して作成したものです。

表1. ガイドラインに位置づける機能・役割とその趣旨

機能・役割の項目		設定した趣旨
1. 環境と社会の持続可能な発展に関する機能・役割	1-1. 環境負荷の総量削減に係る取組の実施 (1)環境負荷の総量削減に係る取組の実施	国立公園は我が国の貴重な自然資本です。自然資本を維持し、国立公園としての価値を提供し続けるために、事業継続の基盤となる、地球・社会環境への配慮を項目として設定しました。また、文化等の地域資源維持や、地域住民への協力など、地域社会の持続可能な発展への貢献も重要です。これらに係る取組を位置づけました。
	1-2. 地域社会への貢献 (1)地域への理解と、取組への参画 (2)地域社会の経済循環への貢献	
2. 国立公園の保護と利用に関する機能・役割	2-1. 国立公園の自然環境保全及び利用環境整備 (1)利用者への普及啓発 (2)自然環境保全又は利用環境の整備・管理	国立公園における感動体験の提供を持続可能に行うためには、滞在拠点となる宿泊施設が「感動体験の提供」に関わることで、そして感動体験を支える基盤である「自然環境の保全」にも参画し、利用者にその重要性を普及啓発することが期待されています。これらに係る取組を位置づけました。
	2-2. 国立公園ならではの感動が得られる自然体験アクティビティの提供 (1)取扱うアクティビティ (2)利用者への情報発信 (3)アクティビティへの参加申込 (4)アクティビティの開発・実施 (5)ガイド人材の育成	

3. 取組の実効性の確保	1.、2. の取組の実効性を高め、持続させるために有効な取組を位置づけました。
--------------	---

表2. 各機能・役割の詳細項目の区分

目指す水準	趣旨
コア項目	「国立公園に立地する宿泊施設」として全ての宿舎事業者の達成を推進する項目。 国立公園の貴重な自然に負荷をかけないための基本的な取組や、経営規模や立地条件によらず、取り組み可能と思われる内容を設定。
ステップアップ項目	「理想像」を目指すために、少しでも多く実施されていることが望ましい項目。 本項目を満たす宿泊施設を拠点として、より高付加価値な滞在体験の提供につながる内容を設定。

4. ガイドラインの運用 – 連携方策の実施 –

「国立公園ならではの宿泊施設」の実現に向けて、ガイドラインで考え方を示すことに加え、図4に示すとおり、ガイドラインを道しるべに、連携方策の実施やガイドラインの運用拡大に、段階的に取り組んでいきます。

具体的には、まずは「理想像」を目指す宿泊事業者と協働した取組を行います。これは、「ステップアップ項目」を具現化する取組を推進し、その周知を行うことで、よりよい宿泊施設のあり方と、宿泊施設を滞在拠点とした魅力的な国立公園の楽しみ方を示し、「理想像」に向けた取組のモデルを示すことが目的です。また、本ガイドラインの内容についても、試行的取組の中で事業者と環境省でともに検証し、よりよいものになるよう更新していく予定です。

その後は、「理想像」を目指す取組を拡大していくとともに、「コア項目」も含めて、ガイドラインの幅広い活用を促すことで、関わる宿泊事業者を徐々に増やしていくという好サイクルを作っていきたいと考えています。そのためには、宿泊事業者のみならず、連携事業者、来訪者、地域からの広い参画も必要となるため、その推進についても記載しています。

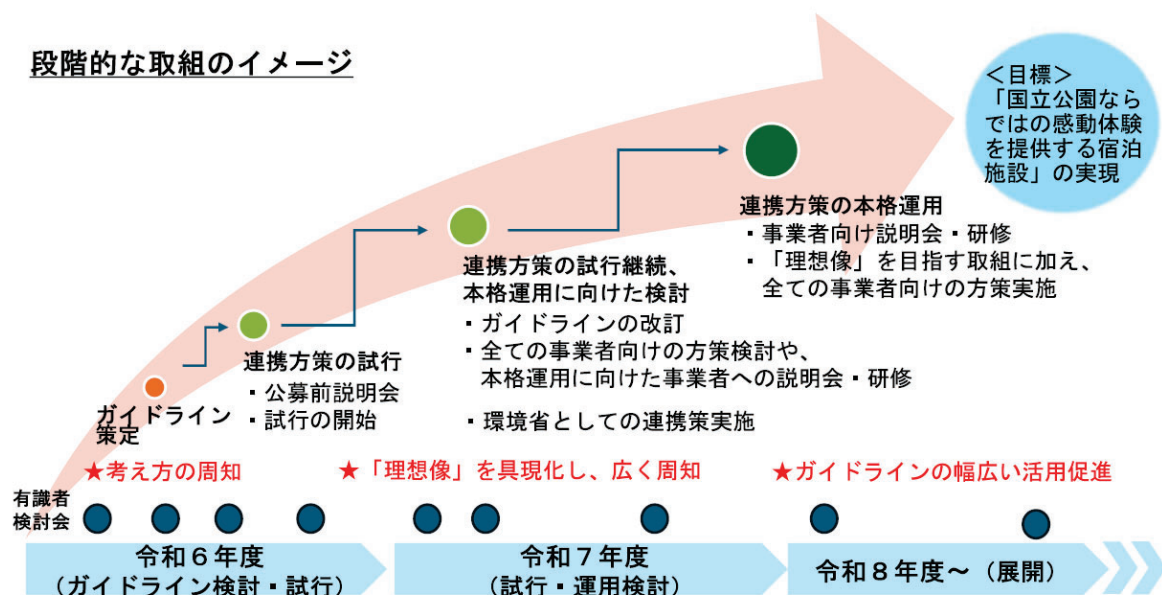


図4. 段階的な取組のイメージ

II.「国立公園ならではの宿泊施設」として有してほしい機能・役割

1. 環境と社会の持続可能な発展に関する機能・役割

1-1. 環境負荷の総量削減に係る取組の実施

<基本理念>

脱炭素社会、循環型社会及び自然共生社会の実現は、社会全体としての重要なテーマです。貴重な自然環境が保全されてきた国立公園においては、特にしっかりとした環境対策が必要であり、滞在拠点となる宿泊施設にも、環境負荷の総量削減に積極的に取り組み、国立公園を含む社会全体の持続可能な発展に貢献する役割を果たすことが期待されています。

ここでは、そうした環境負荷の総量削減につながる具体的な項目を、エネルギー、廃棄物、水資源、調達、生物多様性の観点に分けて設けています。また、こういった取組を宿泊客に理解し、協力してもらうことも大切であるため、周知の取組についても項目を設けています。

近年、地球環境・社会環境に配慮した取組は、旅行者にとっても、旅行先や旅行商品を選ぶ際の重要な要素になりつつあります。サステナビリティへの関心が高まっていく今後において、このような取組を積極的に進め、それを積極的に発信することで、選ばれる宿泊施設、地域であり続けることができると考えています。

国立公園の理念に基づき質の高い環境配慮を行っていることを対外的に証明することは、宿泊施設の付加価値に繋がります。本ガイドラインは宿泊施設の責任ある取組を支え、それを対外的にも発信するものです。

(1) 環境負荷の総量削減に係る取組の実施

<コア項目>

チェック項目	
エネルギー・脱炭素	☐ エネルギーの使用量を把握したうえで見直しを行っている (例:電気、ガス、ガソリン、灯油などの使用量を月単位で確認し前年同期と比較している)
	☐ エネルギー効率の高い機器を導入している (例:LED 照明、高効率な空調や厨房機器(冷蔵・冷凍庫、食洗器など)を導入している)
	☐ 出勤時や移動時に温室効果ガスの排出削減につながる移動手段を推奨している (例:地域バスの利用、ハイブリッドカーや電気自動車などのエコカー利用、社員用の乗合バスの運行を行っている)
廃棄物	☐ 廃棄物の排出量を把握したうえで見直しを行っている (例:分類別の廃棄物の排出量(重量もしくは袋数)を月単位で確認し前年同期と比較している)
	☐ ごみを分別している (例:ごみと再利用できる資源の分別式ごみ箱を設置している)
	☐ 使い捨てのバス用品(シャンプー、石鹸等)を提供していない (例:ディスペンサーで提供し、個包装製品の削減に努めている)
	☐ アメニティに関する配慮を行っている (例:フロントで必要数のみ提供、リサイクル素材への切替、廃止等)
	☐ 使い捨て食器に関する配慮を行っている (例:使い捨て食器を使用しない、使用する場合は環境配慮型の食器を使用している)
	☐ 施設で使用する紙を削減している (例:紙の使用量の把握やペーパーレス化)
水資源	☐ 水の使用量を把握したうえで見直しを行っている (例:水の使用量を月単位で確認し前年同期と比較している)
	☐ 施設内のシャワーやトイレの節水対策を行っている (例:節水型のシャワー、トイレ、風呂桶の導入)
	☐ 滞在中に何度も使えるボトル・タンブラーやウォーターサーバーによる飲料水の提供等を行っている
	☐ 環境配慮型の洗剤やシャンプー等を使用している
	☐ 連泊時の清掃サービスの削減、実施不要を選択肢として提供している (例:連泊時の毎日の清掃を実施していない・しないことを説明している)

チェック項目	
生物多様性への配慮	☐ 外来種の生き物を飼育せず(ただし、それらが逃げ出さないような措置を講じた上で、生物多様性保全に関する啓発を目的とする場合にはこの限りでない)、地域に根ざした生き物であっても動物福祉に反する行動をとらない (例:外来種の生物を飼育しない・繁殖させない、生き物をむやみに捕獲しない)
	☐ 植物の植栽や栽培を行う場合、周辺に拡散する可能性のある園芸品種、外来種等を植栽・栽培しない
	☐ 野生生物に悪影響を及ぼすような行動をとらない (例:利用者に野生生物を見せるための餌付けをしない、公害対策の実施)
周知	☐ 上記の取組を宿泊客に周知し協力を依頼している

<ステップアップ項目>

チェック項目	
エネルギー・脱炭素	☐ GHGプロトコルに基づき排出量測定を実施している
	☐ カーボンクレジットの購入により排出量を相殺している (例:クレジット付のお土産やサービスの取扱い、商品やサービス利用に対する寄付型のオフセットを実施している)
	☐ 施設で使用する電力に、再生可能エネルギー、自然エネルギーを使用しており、これらの使用割合を把握している (例:使用電力を100%再生可能エネルギーで賄うRE100%を目指す取組を進めている)
	☐ 施設内で再生可能エネルギーにより発電を行い、使用している (例:使用するエネルギーの一部に自家発電の太陽光エネルギーを使用している)
	☐ 電気自動車の利用に対応している (例:電気自動車の充電スタンドを設けている、もしくは近隣の充電スタンドを紹介している)
	☐ カードキーや人感センサーを活用した電源管理をしている (例:客室不在時に電源を切る設定にしている)
	☐ 環境に配慮した施設設計をしている (例:断熱化、ZEB・ZEH化、LEED認証の取得を進めている)
廃棄物	☐ 食事の提供方法を工夫しフードロスの削減に取り組んでいる (例:食事の終了時間を踏まえたビュッフェの提供方法を工夫している)
	☐ 食品残さのリサイクルに取り組んでいる (例:食品残さのたい肥化・飼料化に取り組んでいる)
	☐ 徹底的な分別によりゼロウェイストを目指している (例:地域指定以上の分別を実施している)

チェック項目	
調達(※)	☐ 環境に配慮した食品を選択している (例:減農薬・低農薬、オーガニックの食材を使用した料理を提供している)
	☐ 環境に配慮した製品購入やサービス選択を行っている (例:グリーン購入法に基づく商品(FSC認証の紙や再生紙等)、フェアトレード商品を購入している)
計画・開示	☐ 上記について、経営層で議論された方針や取組計画があり、それが社員・スタッフにも共有されている
	☐ 上記取組及び計画について、定量的なデータとともに開示している (例:宿泊施設のホームページで、再生可能エネルギーの使用率を公表している)

(※)地産地消等、地域に係るものは1-2. 地域社会への貢献に記載(p13参照)

【コラム1】黒川温泉一帯地域コンポストプロジェクト (黒川温泉観光旅館協同組合)

■黒川温泉全体で取組む「2030年ビジョン」

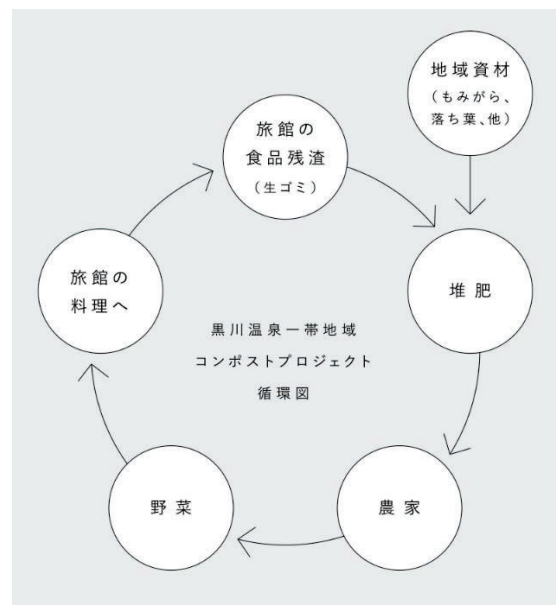
黒川温泉は、「黒川温泉一旅館」という地域理念を掲げており、ひとつひとつの旅館が“離れ部屋”、旅館をつなぐ小径は“わたり廊下”、自然の景観は“宿の庭”と温泉街全体が一つの大きな旅館のように自然に溶け込んでいます。旅館は個々で競いながら質を高める一方で、手を取り知恵を出しあい温泉地全体の繁栄を志しています。同組合には、旅館が 30 軒あり、阿蘇くじゅう国立公園内の宿泊施設も数軒含まれています。

同組合では、里山の風土”人と自然の共生”をもとに旅館がもつ日本文化に根ざした時間と空間で世界中の人々をおもてなし、阿蘇くじゅうの豊かな地域資源を活用、循環させることで環境、経済、人々の幸福につながるサステナブルな温泉地を目指して「2030年ビジョン」を策定し、「黒川温泉一帯地域コンポストプロジェクト」などの実証実験を進めています。

■黒川温泉一帯地域コンポスト(堆肥)プロジェクトの概要

黒川温泉では、2020～2022 年にかけて、旅館から出る食品残渣(生ゴミ)を活用して完熟堆肥をつくり、その堆肥で育てた野菜を旅館で提供する一連の地域資源循環の実証実験を実施しています。

堆肥の作成時に必要な床材(生ゴミを腐らせずに、減量、減容するための副資材)は、農家や建設会社、物産館から入手したり、温泉街の落ち葉など地域資材から収集しています。2020 年は4ヶ月間で約 2,000L の堆肥をつくりました。堆肥で栽培された野菜は旅館への提供に加え、クラフトトマトジュースとして商品化され、完売しました。



■今後の展望

現在は、組合としての実証実験した成果を元に、各旅館でのサステナブルな取組や自治体と連携した資源循環の活動への展開を目指しています。旅館組合の利益追及だけでなく、「食」や「サステナブル」を動機とする旅館宿泊者を増やすことで地域全体の利益を高め、黒川温泉の取組から、南小国町全体の取組まで循環の輪を広げる取組を目指しています。



出典:黒川温泉 HP

1-2. 地域社会への貢献

<基本理念>

日本の国立公園は、土地所有に関わらず区域を指定する「地域制自然公園」であり、国立公園内に住み、暮らしている多くの人々がいます。地域社会が自然環境と共生してこそさまざまな利用が可能となっているため、地域社会が持続可能であることと、国立公園が地域の人々の生活の質の向上に貢献していくことが、国立公園としての価値を提供し続けるためにも重要です。

また、国立公園における感動体験の提供には、宿泊施設だけでなく、地域の魅力を支える団体やアクティビティ事業者等の地域関係者の存在や、地域の資源（自然環境のみならず、伝統、文化、特産品）が必要不可欠です。

ここでは、そのような地域社会の維持・発展につながる項目を、「地域への理解と、取組への参画」、「地域社会の経済循環への貢献」の2つの観点に分けて設けています。

(1) 地域への理解と、取組への参画

<コア項目>

チェック項目
☐ 地域の歴史・文化を理解し、尊重している
☐ 地域関係者と良好な関係を構築し、地域の取組に参画・協力している (例1:地域とコミュニケーションを図り関係構築に努め、地域活動に参加している) (例2:商工会、観光協会、町内会や自治会等の地域の団体に加盟し、地域と連携した取組を行っている) (例3:ロビー、屋外広場、駐車場等をイベント会場や避難場所として提供している、地域内の共有エリアの清掃活動に参加している等)
☐ 地域の歴史・文化や、地域の活動等の地域情報の発信を行っている

<ステップアップ項目>

チェック項目
☐ 国立公園に関係する協議会に参画している(加盟する団体としての加入も含む)

(2) 地域社会の経済循環への貢献

<コア項目>

チェック項目	
☐	提供する食材はその地域でとれた食材を優先して使用している (例:食材の仕入れ先は地元生産者を優先している)
☐	地域の製品・商品やサービスを優先的に調達している (例1:ガイド、通訳、交通、土産物販売、清掃、造園、修理・整備等は地元事業者を優先して活用している) (例2:地元生産者から直接購入した農作物を料理で使用・提供している)

<ステップアップ項目>

チェック項目	
☐	施設スタッフ、ガイド、関連する事業者について、地域の雇用創出や働き手の確保に努めている (例:移住支援も含めて地域在住の住民を雇用している)
☐	地域の商店(飲食店、お土産屋等)と連携・協力し、宿泊客などの利用者が地域の商店や飲食店を積極的に利用する仕組みを提供している (例1:地域の飲食店マップの提供をしている(デジタル推奨)) (例2:地域通貨の案内と活用を促している) (例3:素泊まりオプションの提供(泊食分離))
☐	伝統工芸品や地域の特産品、食文化等を自然環境にまつわる背景・ストーリー、職人の状況等を含めて紹介し、提供・販売している (例1:お土産コーナーでの案内・販売、HPやSNSを通じて案内・販売している) (例2:地元の食材を使った伝統食等を、解説と共に宿泊者に提供している)
☐	地元の木材・建材・大工(建設会社)や伝統的な建築様式、伝統工芸品を使用している (例:内装に地域の伝統様式を踏まえた家具を設置している)
☐	地産地消について、具体的な使用品目や割合等の情報を開示している

【コラム】ホテルから出た生ごみを堆肥として再資源化する 「環パイン プロジェクト」(星野リゾート 西表島ホテル)

■勝手にSDGs(星野リゾートの地域貢献や環境配慮の取組)

星野リゾートでは、創業当時から木製水車による水力発電の導入、隣接する国有林を活用したエコツーリズムの推進など、代々「環境との共生」に取り組んできました。その後、経済価値と社会価値を両立するCSV経営(共通価値を創造する経営)のもと、SDGsをその促進のフレームワークとして捉え、環境経営の推進やフードロスの削減、伝統文化・伝統工芸の継承に向けた取組など、各施設が実施するユニークな取組を「勝手SDGs」と題して実施しています。

同社の西表島ホテルは、島の自然環境を保護し、持続可能な観光の仕組みを作るため、日本初の「エコツーリズムリゾート」を目指しています。ペットボトル販売廃止や1WAYプラスチックフリー、イリオモテヤマネコのロードキル防止活動など地域の環境に配慮しながら、世界遺産に選ばれた島の魅力と価値を感じるネイチャーツアーを1年を通して提案しています。

本コラムでは、「勝手にSDGs」の取組の1つである「環パイン プロジェクト」を紹介します。

■「環パイン プロジェクト」の概要

西表島でのピーチパイン生産活動では、肥料の価格高騰が課題となっており、パイン農家によって、島内で排出された生ごみを堆肥として活用する循環型農業の取組が行われていました。西表島ホテルでもこのパイン農家の取組に協働し、2024年からは「環パイン プロジェクト」を開始しています。同プロジェクトでは、ホテル敷地内に堆肥舎を設け、ホテルのレストランで出た生ごみをホテル敷地内で堆肥化に取組んでおり、できあがった堆肥は2024年冬から島内のパイン農家に配布予定です。また、その堆肥を使って栽培されたピーチパインを、毎年パイン農家と協働してホテルで開催している「春のピーチパイン祭り」で宿泊者に振る舞うことを目標としています。このイベントでは、西表島の特産品であるピーチパインを実際に味わい、美味しさの秘密を島のパイン農家から直接学ぶことができます。島内の持続可能な循環型農業に貢献し、さらに観光資源としてのピーチパインの価値向上を目指しています。



出典:星野リゾート HP

2. 「国立公園の保護と利用」に関する役割・機能

2-1. 国立公園の自然環境保全及び利用環境整備

<基本理念>

感動体験の提供において最も重要かつ基本となるのは、「最大の魅力は自然そのものであり、自然環境の保全を基本とし、自然そのものの魅力を生かす」こと。つまり、自然環境の保全は、感動体験の提供の出発点と言えます。

そのためにまず重要なのが、利用者への「その場所が国立公園であり、自然環境は利用を支える基盤である」ことの普及啓発です。その上で、「利用者自身が自然環境の保全などに携わる機会」や「その成果を利用者自身が実感できる仕組み」があり、利用者の「その感動した自然風景を守りたい、更に良くしたい」という気持ちを育み、自然環境の保全に再び還ってくるという「保護と利用の好循環」を育んでいくことが重要です。

(2)では利用環境の整備・管理についてもまとめてあります。多くの人々に感動を与えるには、国立公園の自然を守りながら利用していくための施設整備・管理に関する取組も重要です。

(1) 利用者への普及啓発

<コア項目>

チェック項目
☐ 国立公園の基礎的な情報を普及啓発している (例:立地する国立公園名、区域、特徴や魅力、国立公園のビジョン・ブランドプロミス・コンセプト等)
☐ 国立公園の利用のルールやマナーに関する情報を普及啓発している
上記に関して、実施する方法についても教えてください ☐ パンフレットの設置 ☐ ロビーでのパネル・サイネージの設置 ☐ HP・SNS での紹介

<ステップアップ項目>

チェック項目
☐ 宿泊客以外にも情報展示(写真・パネル、デジタルサイネージ、映像放映等、学習スペース)を開放している (例:ロビーの一部を国立公園の紹介コーナーとして開放している)
☐ 宿泊施設内で、スタッフ等によるガイダンスを毎日、または希望者の希望に応じてその都度実施している
☐ 国立公園マーク・統一フォント等の活用や、共用スペース・屋外標識で所在する国立公園名の表示を行っている

(2) 自然環境保全又は利用環境の整備・管理

本項において対象とする自然環境保全活動や利用施設は、国立公園管理上必要なものとする。
(登山道の補修、外来植物の駆除等、国立公園の管理上必要なものであって、1-2に含まれるような市街地内での清掃活動等や、市街地内のベンチ等の整備は含まない。)

<コア項目>

チェック項目	
☐	国立公園内の自然環境保全や利用環境の整備・管理に参画協力している

<ステップアップ項目>

下記のうちいずれか1つを実施していること。

チェック項目	
☐	宿泊客などの利用者が国立公園の自然環境保全に参加する機会を設けている
☐	土産物や宿泊プラン等に自然環境保全に必要な費用を付加した商品を販売し、その売上の一部を立地する国立公園の自然環境保全の活動等に還元し、その情報を来訪者にも提供している (例:お土産の売上の一部を地元団体に寄付し、地元団体が実施する保全活動の資金に充当されている)
☐	宿泊施設自ら自然環境保全に資する活動を実施している
☐	地域と連携して自然共生サイトに登録している、もしくは登録を検討している (例:敷地内のビオトープ等を自然共生サイトに登録している)
☐	宿泊利用者を含む利用者を対象とした国立公園内の利用施設(ベンチ・トイレ・遊歩道・園地等)を整備している、または関わっている(該当する全ての項目に✓(チェック)してください) ☐ 工作物(ベンチ・東屋等)の整備 ☐ トイレの整備 ☐ 登山道・遊歩道等の整備 ☐ 園地等の整備 ☐ その他()
☐	宿泊利用者を含む利用者を対象とした国立公園内の利用施設の維持管理をしている、または関わっている(該当する全ての項目に✓(チェック)してください) ☐ 工作物(ベンチ・東屋等)の修繕 ☐ 登山道・遊歩道等の草刈り ☐ 登山道・遊歩道等の修繕 ☐ 国立公園としての特徴的な眺望確保のための伐採 ☐ その他()
☐	国立公園内の利用環境を向上させるための取組に参画・協力している (例:地域で作成した計画に則った景観改善の取組に協力している)

【コラム3】宿泊施設による自然環境保全の取組について(五千尺ホテル上高地・上高地ホテル白樺荘)

■宿泊施設による自然保護・維持管理につながる商品の開発

中部山岳国立公園内の上高地に位置する宿泊施設である五千尺ホテル上高地と上高地ホテル白樺荘では、収益の一部を登山道の整備や環境保全に取り組む団体に寄付する上高地の土産品として「稜線バタークッキー」を企画・開発し、2022 年8月から販売を開始しています。

■商品開発に至った経緯

上高地の登山道整備については、行政の対応が追いつかない部分がある中で、その一翼を担っていた山小屋がコロナ禍で登山客減少で苦勞されている背景があり、お客様に保全活動の財源確保に協力いただく仕組みとして、上高地でしか買えない商品の開発に至りました。

このように、地域課題が先にあり、それを解決する手段として、企画が行われています。

■寄付の仕組みや取組のポイント

「稜線バタークッキー」は、クッキー1枚あたりの寄付額を 10 円として、国立公園内の環境整備といった明確な使途に利用する2団体(北アルプス登山道等維持連絡協議会、自然公園財団上高地支部)への寄付が行われており、2022 年度は計 200 万円程度、2023 年度は計 400 万円程度の寄付を実現しています。

このようなクッキー1枚当たりの寄付額や寄付先、そして地域全体における販売数・金額については宿泊施設の SNS 等で公表しており、このように会計情報をオープンにすることで、地域や顧客による好意的な受け止めに繋がっています。

日本アルプス上高地寄付金型商品

2023年は
403,554枚販売
4,035,540円
寄付させて頂きました!
ありがとうございます

日本アルプス上高地
稜線バタークッキー

近代登山黎明期、登山家が行動食として持ち歩いてきたとされる船来品のビスケットをイメージし、現代風にアレンジしました。
当時はハイカラであった登山とビスケット。
時が流れても変わらない上高地の魅力とともに味わっていただければ幸いです。

3個入 300円 12個入 1,000円 24個入 2,000円

出典)五千尺ホテル上高地 HP(<https://www.gosenjaku.co.jp/2024/05/10/23446/>)

2-2. 国立公園ならではの感動が得られる自然体験アクティビティの提供

<基本理念>

自然環境の魅力や、地域の歴史・文化・生活を踏まえたその国立公園ならではの価値に基づく感動や学びの体験の提供は、旅行者の満足度を高め、リピーター増加や消費単価向上に寄与することにつながります。また、自然体験アクティビティ(以下、「アクティビティ」という。)提供に関わる多くの地域プレーヤーの方々との連携は、地域の人々にも多くの経済メリットをもたらします。

このアクティビティ提供において宿泊施設が担うことができる役割は多岐に渡り、比較的手軽に実施できる「利用者への情報提供」から、「アクティビティへの参加申込の受付」「アクティビティ開発」「人材育成」など、主体的にアクティビティ運営に関わる役割まで考えられます。ここでは、このような観点の項目を設けています。

また、感動体験の提供は、自然体験に付加価値を持たせたアクティビティである必要があるため、その点についても項目を設けています。

(1) 取扱うアクティビティ

本項の(2)～(5)での取組において取扱うアクティビティは、以下を満たすものとする。

<コア項目>

下記のうち、いずれかに該当すること。

チェック項目
☐ 環境省の「国立公園における自然体験コンテンツガイドライン」の基礎的項目(フェーズ1)の項目を9割以上満たしている(詳細は、P22)
☐ 地域の資源を適正に利用するガイドツアー・伝統文化・食に関する体験等である

<ステップアップ項目>

チェック項目
☐ 地域におけるストーリー(自然・暮らし・文化など地域の資源をつなぎ、その風景地の成り立ちや価値を伝えるもの)が整理されており、情報発信、アクティビティ実施の際等に、利用者に対してそのストーリーを伝えている
☐ 地域において、インタープリテーション全体計画(各国立公園におけるストーリーや、望まれる体験等を整理したもの)が作成されており(又は作成予定)、アクティビティとインタープリテーション計画が連動している(又は予定がある)
☐ 高付加価値化されている(例:特別な場所へのガイドツアー、通常行われていない早朝・深夜等の限定的な時間帯のツアーを実施している)

(2)利用者への情報発信

<コア項目>

チェック項目
☐ 立地する国立公園の魅力や、自然・歴史・文化・生活に基づくストーリーに関する情報を発信している
☐ 立地する国立公園ならではの自然の満喫方法等(アクティビティ含む)に関する情報を発信している
上記に関して、実施する方法についても教えてください ☐ パンフレットの設置 ☐ ロビーでのパネル・サイネージの設置 ☐ HP・SNS での紹介

(3)アクティビティへの参加申込

<ステップアップ項目>

チェック項目
☐ アクティビティの参加申込を受け付けている (例:予約時にオプションがあり、参加者からの希望を受け付けられる)
☐ アクティビティに関して、安全上の留意点や、事前準備等の周知を行っている
☐ 当日参加可能なアクティビティの参加申込を受け付けている (例:チェックイン時に紹介して希望に応じて手配している)

(4)宿泊施設によるアクティビティの開発・実施

<コア項目>

チェック項目
☐ 地域の事業者、観光協会等の団体によるアクティビティの開発・提供に参加している (例:企画会議等への参加、HPでのアクティビティの周知を行っている)

<ステップアップ項目>

チェック項目
☐ 宿泊施設自らまたは地域の事業者、観光協会等の団体と連携してアクティビティを開発し、提供している

(5)ガイド人材の育成

<コア項目>

チェック項目
☐ 取扱うアクティビティは地域の事業者によるアクティビティを優先的に案内または活用している

<ステップアップ項目>

チェック項目	
☐	スタッフがガイドを兼ねられるような取組を実施している (例:社員研修の一環としてガイド事業者による研修を企画し参加している)
☐	地域のガイド人材の育成に寄与している (例1:施設スタッフがガイドを兼ねるなど施設の繁閑に左右されない採用で地域の雇用創出へ貢献している) (例2:地域のガイド認証制度に参画している)

【コラム4】国立公園における自然体験コンテンツガイドライン

■ガイドラインの概要

環境省では全国の国立公園で提供される様々なコンテンツ(アクティビティや体験など)について、コンテンツ提供事業者自らが「コンテンツ造成」、「安全対策・危機管理」、「環境への貢献・持続可能性」の3つの観点から、その質を確認できるガイドラインを作成しています。

自然資源を活用した付加価値の高いコンテンツづくりは、旅行者の満足度を高め、リピーターの増加やコンテンツ単価の向上に寄与します。また、多くの地域プレーヤーの方々と交流することで、地域の自然環境や地域の人々にもメリットをもたらし、旅行者に長く選ばれつづける地域づくりにもつながります。このようなより質の高い国立公園ならではのコンテンツの提供が進むようにという主旨で作られたガイドラインです。

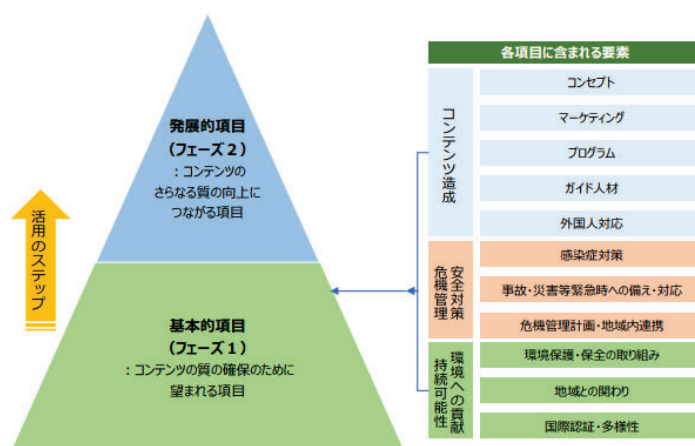
ガイドラインの詳細は以下のURLかQRよりご確認ください(2023年3月、Ver3.0 を公表)。

<https://www.env.go.jp/park/doc/law/kouenkeikaku060.pdf>



■ガイドラインの構成

コンテンツづくりや高付加価値化のための重要なポイントを、基本的項目(フェーズ1)と発展的項目(フェーズ2)に分けて整理しています。フェーズ1では、「個別事業者の取組」によりコンテンツの質の確保につながる項目を、フェーズ2では、フェーズ1を満たした上で、「個々の事業者による地域志向や、事業者が主体となり地域関係者と一緒に取り組むこと」で、選ばれる地域となるようさらなる質の向上を目指す項目が、それぞれ記載されています。また、各項目の優良事例についても紹介しています。



■ガイドラインの活用について

セルフチェックによる活用や、地域関係者とのコミュニケーションツールとしても活用いただけます。また、環境省では、国立公園オフィシャル WEB サイト「国立公園に、行ってみよう！」において、ガイドラインにおける基礎的項目(フェーズ1)を、事業者自らが確認し、9割以上の項目を達成したコンテンツを掲載しています。

<https://www.env.go.jp/nature/nationalparks/nxc-guidelines/>

3. 取組の実効性の確保

<基本の理念>

「1. 環境と社会の持続可能な発展に関する機能・役割」、「2. 『国立公園の保護と利用』に関する機能・役割」(以下、それぞれ「1.」「2.」と省略する。)の取組の実効性を高め、取組を持続させていくためには、組織一丸となった取組や課題が生じる毎に改善する仕組みを設けることが大切です。ここでは、取組の実効性を確保・向上させるために、有効な取組について記載しています。

<コア項目>

チェック項目	
☐	1.、2. に関して、社員・スタッフに対する研修等の定期的な教育機会を設けている
☐	社員・スタッフに対して、国立公園に関する取組の満足度や課題を確認している
☐	1.、2. に記載した取組を継続していくために、自社で策定している経営計画等に位置づけている
☐	宿泊施設利用者の満足度や指摘事項等をアンケート調査等で把握している
☐	1.、2. の取組のうち、インバウンドの旅行者向けの内容を必要に応じて多言語化している (例:パンフレットにまとめている)

<ステップアップ項目>

チェック項目	
☐	1.、2. に記載した取組の計画を公表している
☐	1.、2. に記載した取組の実施結果を把握し、公表している
☐	上記を踏まえ、定期的に計画の見直しを行っている
☐	保全団体等(登山、サイクリング、トレッキング、キャンプ)など、全国、国際団体との連携やその活動の支援など、他地域とのネットワーク構築や連携を図っている

III. 備考

1. 用語解説

用語	解説
ネイチャーポジティブ	日本語訳で「自然再興」といい、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指す。これまでの自然環境保全だけでなく、経済から社会、政治、技術までの全てにまたがって改善を促していくことで、自然が豊かになっていくプラスの状態にしていこうというのがネイチャーポジティブの趣旨。国内では、2023 年 3 月に閣議決定した生物多様性国家戦略 2023-2030 において 2030 年までにネイチャーポジティブを達成するという目標が掲げられている。具体的には、陸域、海域それぞれの30%を健全な生態系として保全する(30by30)目標が掲げられている。(出所:環境省資料)
アドベンチャートラベル	「アクティビティ・自然・文化体験の3要素のうち、2つ以上で構成される旅行」。アクティビティを通じて地域の自然・文化を体験することにより、旅行者自身が、未体験の多様な価値観に触れ、自身の内面に変化がもたらされるような旅行スタイル。一般的な観光旅行よりも現地での長期滞在が見込まれ、観光消費額も大きい傾向となるため、地域への経済効果が大きい点が特徴。(出所:JNTO HP)
自然体験アクティビティ	国立公園内の自然を活用し、登山やハイキング、カヌーなどの体験型アクティビティだけでなく、ガイドやパンフレット、掲示物、SNSなどを通じて、地域の歴史、文化、食などに関する学習や体験も含んだアクティビティ。
国立公園の利用の高付加価値化	富裕層を対象に高額で豪華な宿泊施設やサービスを提供することではなく、次の①及び②を付加価値として高めることを意味すると定義されている。保全価値の高い地域での(人数を制限した)特別な体験、質の高い専門知識や技術の提供などには適正な価格設定、また参加者の高いニーズに応えることも求められる。 ①国立公園だからこそ守られてきた貴重な自然環境を基盤として、その土地の生活・文化・歴史を踏まえた国立公園ならではの本物の価値に基づく(魅力的な)感動や学びの体験を提供することで、利用者に自己の内面の変化(トランスフォーメーション ¹⁾)を起こすことを目指す。 ②サステナビリティ及びレスポンスビリティの観点で、保護と利用の好循環の実現を目指す。 (出所:宿舎事業を中心とした国立公園利用拠点の面的魅力向上に向けた取組方針(2023 年)、環境省)

¹ 利用者の考え方や人生観にまで影響を及ぼすような意識変容・行動変容を指す。

GHGプロトコル	温室効果ガスの排出量を算定・報告する際の国際的な規準。地球温暖化対策のために企業が温室効果ガスの排出量を算定・報告するようになり、実態を反映した信頼性のある情報のための規準として作成された。
自然共生サイトへの登録(OECM)	「自然共生サイト」とは、「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を国が認定する区域。認定区域は、保護地域との重複を除き、「OECM」(Other Effective Conservation Measures)として国際データベースに登録される。
ビオトープ	ビオトープとは、ドイツ語の「biotop」のことで、元々はギリシャ語で「命(bio)のある場所(topos)」という意味。人工や自然を問わず、生き物が生息する場所を指します。森林、湖沼、ヨシ原、干潟、里山、水田などのビオトープがある。
FSC認証	Forest Stewardship Council の略。環境、社会、経済の便益に適い、きちんと管理された森林から生産された林産物や、その他のリスクの低い林産物を使用した製品を目に見える形で消費者に届ける仕組み。
ZEB・ZEH	ZEBはゼロエネルギービルの略称。建築構造や設備の省エネルギー、再生可能エネルギー・未利用エネルギーの活用、地域内でのエネルギーの面的(相互)利用の対策をうまく組み合わせることにより、エネルギーを自給自足し、化石燃料などから得られるエネルギー消費量がゼロ、あるいは、おおむねゼロとなる建築物。ZEHはゼロエネルギーハウスの略称。自宅で「創るエネルギー」が「使うエネルギー」よりも大きい住宅。
LEED	LEED は、Leadership in Energy and Environmental Design の頭文字。環境配慮された優れた建築物を作るため先導的な取り組みを評価するグリーンビルディングの国際的な認証プログラム(環境性能評価認証システム)。

2. 問合せ先一覧

環境省本省
自然環境局国立公園課 〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2 TEL 03-3581-8278
北海道地区
北海道地方環境事務所 〒060-0808 北海道札幌市北区北八条西 2 丁目札幌第 1 合同庁舎 3 階 TEL 011-299-1950
稚内自然保護官事務所 〒097-8527 北海道稚内市末広 5-6-1 稚内地方合同庁舎 TEL 0162-33-1100
大雪山国立公園管理事務所 〒078-1741 北海道上川郡上川町中央町 603 TEL 01658-2-2574
大雪山国立公園管理事務所東川管理官事務所 〒071-1423 北海道上川郡東川町東町 1-13-15 TEL 0166-82-2527
大雪山国立公園管理事務所上士幌管理官事務所 〒080-1408 北海道河東郡上士幌町字上士幌東 3 線 235-33 TEL 01564-2-3337
支笏洞爺国立公園管理事務所 〒066-0281 北海道千歳市支笏湖温泉 TEL 0123-25-2350
支笏洞爺国立公園管理事務所洞爺湖管理官事務所 〒049-5721 北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉 142-5(洞爺湖ビジターセンター2 階) TEL 0142-73-2600
帯広自然保護官事務所 〒080-0047 北海道帯広市西 17 条北3丁目 13-12 TEL 0155-34-5500
新ひだか自然保護官事務所 〒056-0016 北海道日高郡新ひだか町静内本町5丁目1-21(新ひだか町観光情報センター「ぼっぼ」内) TEL 0146-49-2172
釧路自然環境事務所 〒085-8639 北海道釧路市幸町 10-3 釧路地方合同庁舎 4 階 TEL 0154-32-7500
釧路湿原自然保護官事務所 〒084-0922 北海道釧路市北斗 2-2101(釧路湿原野生生物保護センター内) TEL 0154-56-2345
ウトロ自然保護官事務所 〒099-4354 北海道斜里郡斜里町ウトロ西 186-10(知床世界遺産センター内) TEL 0152-24-2297
羅臼自然保護官事務所 〒086-1822 北海道目梨郡羅臼町湯の沢町 6-27 TEL 0153-87-2402
阿寒摩周国立公園管理事務所 〒088-3465 北海道川上郡弟子屈町川湯温泉 2-2-2 TEL 015-483-2335

北海道地区

阿寒摩周国立公園管理事務所阿寒湖管理官事務所
〒085-0467 北海道釧路市阿寒町阿寒湖温泉 1-1-1 (阿寒湖畔エコミュージアムセンター内)
TEL 0154-67-2624

東北地区

東北地方環境事務所
〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第二合同庁舎 6 階
TEL 022-722-2870

十和田八幡平国立公園管理事務所
〒018-5501 青森県十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋 486
TEL 0176-75-2728

十和田八幡平国立公園管理事務所盛岡管理官事務所
〒020-0023 岩手県盛岡市内丸 7-25 盛岡合同庁舎 1 階
TEL 019-621-2501

十和田八幡平国立公園管理事務所鹿角管理官事務所
〒018-5201 秋田県鹿角市花輪字向畑 123-4
TEL 0186-30-0330

三陸復興国立公園管理事務所
〒027-0001 岩手県宮古市日立浜町 11-30
TEL 0193-62-3912

三陸復興国立公園管理事務所八戸管理官事務所
〒039-1166 青森県八戸市根城 9-13-9 八戸合同庁舎地下 1 階
TEL 0178-73-5161

三陸復興国立公園管理事務所大船渡管理官事務所
〒022-0001 岩手県大船渡市末崎町字大浜 221-117
TEL 0192-29-2759

三陸復興国立公園管理事務所石巻管理官事務所
〒986-0832 宮城県石巻市泉町 4-1-9 石巻法務合同庁舎 1 階
TEL 0225-24-8217

裏磐梯自然保護官事務所
〒969-2701 福島県耶麻郡北塩原村大字檜原字剣ヶ峯 1093
TEL 0241-32-2221

羽黒自然保護官事務所
〒997-0141 山形県鶴岡市羽黒町荒川字谷地堰 39-4
TEL 0235-62-4777

関東地区

関東地方環境事務所
〒330-9720 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館 6 階
TEL 048-600-0516

日光国立公園管理事務所
〒321-1434 栃木県日光市本町 9-5
TEL 0288-54-1076

日光国立公園管理事務所那須管理官事務所
〒325-0301 栃木県那須郡那須町湯本 207-2 (那須高原ビジターセンター2 階)
TEL 0287-76-7512

日光国立公園管理事務所日光湯元管理官事務所
連絡先 日光国立公園管理事務所

関東地区
檜枝岐自然保護官事務所 〒967-0525 福島県南会津郡檜枝岐村下ノ原 867-1 TEL 0241-75-7301
片品自然保護官事務所 〒378-0415 群馬県利根郡片品村大字鎌田字下半瀬 3885-1 TEL 0278-58-9145
奥多摩自然保護官事務所 〒198-0212 東京都西多摩郡奥多摩町氷川 171-1 TEL 0428-83-2157
小笠原自然保護官事務所 〒100-2101 東京都小笠原村父島西町(小笠原世界遺産センター内) TEL 04998-2-7174
富士箱根伊豆国立公園管理事務所 〒250-0522 神奈川県足柄下郡箱根町元箱根旧札場 164 TEL 0460-84-8727
富士箱根伊豆国立公園管理事務所伊豆諸島管理官事務所 〒100-0101 東京都大島町元町字家の上 445-9 大島合同庁舎 1 階 TEL 04992-2-7115
富士箱根伊豆国立公園管理事務所富士五湖管理官事務所 〒403-0005 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾 5597-1(生物多様性センター内) TEL 0555-72-0353
富士箱根伊豆国立公園管理事務所沼津管理官事務所 〒410-0831 静岡県沼津市市場町 9-1 沼津合同庁舎 5 階 TEL 055-931-3261
富士箱根伊豆国立公園管理事務所下田管理官事務所 〒415-0036 静岡県下田市西本郷 2-5-33 下田地方合同庁舎 1 階 TEL 0558-22-9533
南アルプス自然保護官事務所 〒400-0241 山梨県南アルプス市芦安芦倉 518 南アルプス芦安支所 2 階 TEL 055-280-6055
伊那自然保護官事務所 〒396-0402 長野県伊那市長谷溝口 1394 伊那市長谷総合支所 2 階 TEL 0265-98-1205

中部地区
中部地方環境事務所 〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-2 TEL 052-955-2130
白山自然保護官事務所 〒920-2501 石川県白山市白峰ホ 25-1 TEL 076-259-2902
伊勢志摩国立公園管理事務所 〒517-0501 三重県志摩市阿児町鶴方 3098-26 TEL 0599-43-2210
信越自然環境事務所 〒380-0846 長野県長野市旭町 1108 長野第一合同庁舎 TEL 026-231-6570
妙高高原自然保護官事務所 〒949-2112 新潟県妙高市大字関川 2279-2 TEL 0255-86-2441

中部地区
戸隠自然保護官事務所 〒381-4192 長野県長野市戸隠豊岡 1554 長野市戸隠支所 3 階 TEL 026-254-3060
上信越高原国立公園管理事務所 〒377-1526 群馬県吾妻郡嬭恋村大字三原 394-4 TEL 0279-97-2083
上信越高原国立公園管理事務所志賀高原自然保護官事務所 〒381-0401 長野県下高井郡山ノ内町大字平穂 7148 TEL 0269-34-2104
上信越高原国立公園管理事務所谷川管理官事務所 〒379-1313 群馬県利根郡みなかみ町月夜野 1744-1 TEL 0278-62-0300
中部山岳国立公園管理事務所 〒390-1501 長野県松本市安曇 124-7 TEL 0263-94-2024
中部山岳国立公園管理事務所立山管理官事務所 〒930-0221 富山県中新川郡立山町前沢 1209-18 駅前プラザ 2 階 TEL 076-462-2301
中部山岳国立公園管理事務所上高地管理官事務所 〒390-1516 長野県松本市安曇 4468 TEL 0263-95-2032※冬季連絡先 中部山岳国立公園管理事務所
中部山岳国立公園管理事務所平湯管理官事務所 〒506-1433 岐阜県高山市奥飛騨温泉郷平湯 763-12 TEL 0578-89-2353

近畿地区
近畿地方環境事務所 〒530-0042 大阪府大阪市北区天満橋 1-8-75 桜ノ宮合同庁舎4階 TEL 06-6881-6500
吉野熊野国立公園管理事務所 〒647-0043 和歌山県新宮市緑ヶ丘 2-4-20 TEL 0735-22-0342
吉野熊野国立公園管理事務所吉野管理官事務所 〒639-3111 奈良県吉野郡吉野町上市 2294-6 TEL 0764-34-2202
吉野熊野国立公園管理事務所田辺管理官事務所 〒646-0028 和歌山県田辺市高雄一丁目 23 番 1 号 田辺市民総合センター3 階 TEL 0739-34-5061
竹野自然保護官事務所 〒669-6201 兵庫県豊岡市竹野町竹野 3662-4 TEL 0796-47-0236
浦富自然保護官事務所 〒681-0003 鳥取県岩美郡岩美町浦富字出逢 1098-3 TEL 0857-73-1146
大阪自然保護官事務所 連絡先 近畿地方環境事務所
神戸自然保護官事務所 〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通 29 神戸地方合同庁舎 7 階 TEL 078-331-1146

中国四国地区
中国四国地方環境事務所 〒700-0907 岡山県岡山市北区下石井 1-4-1 岡山第 2 合同庁舎 11 階 TEL 086-223-1577
岡山自然保護官事務所 連絡先 中国四国地方環境事務所 TEL 086-223-1586
広島事務所 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 3 号館 1 階 TEL 082-511-0006
大山隠岐国立公園管理事務所 〒683-0067 鳥取県米子市東町 124-16 米子地方合同庁舎 4 階 TEL 0859-34-9331
大山隠岐国立公園管理事務所松江管理官事務所 〒690-0841 島根県松江市向島町 134 番 10 松江地方合同庁舎 5 階 TEL 0852-21-7626
大山隠岐国立公園管理事務所隠岐管理官事務所 〒685-0016 島根県隠岐郡隠岐の島町城北町 55 TEL 08512-2-0149
四国事務所 〒760-0019 香川県高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎南館 2 階 TEL 087-811-7240
高松自然保護官事務所 連絡先 四国事務所 TEL 087-811-6227
松山自然保護官事務所 〒790-0808 愛媛県松山市若草町 4-3 松山若草合同庁舎 4 階 TEL 089-931-5803
土佐清水自然保護官事務所 〒787-0305 高知県土佐清水市天神町 11-7 TEL 0880-82-2350

九州地区
九州地方環境事務所 〒860-0047 熊本県熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎 B 棟 4 階 TEL 096-322-2400
福岡事務所 〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎本館 1 階 TEL 092-437-8851
佐世保自然保護官事務所 〒857-0041 長崎県佐世保市木場田町 2-19 佐世保合同庁舎 5 階 TEL 0956-42-1222
五島自然保護官事務所 〒853-0015 長崎県五島市東浜町 2-1-1 福江地方合同庁舎 2 階 TEL 0959-72-4827
雲仙自然保護官事務所 〒854-0621 長崎県雲仙市小浜町雲仙 320 TEL 0957-73-2423
天草自然保護官事務所 〒863-0014 熊本県天草市東浜町 10-1 三貴ビル 5 階 TEL 0969-23-8366

九州地区
阿蘇くじゅう国立公園管理事務所 〒869-2225 熊本県阿蘇市黒川 1180 TEL 0967-34-0254
阿蘇くじゅう国立公園管理事務所くじゅう管理官事務所 〒879-4911 大分県玖珠郡九重町大字田野 260-2 TEL 0973-79-2631
屋久島自然保護官事務所 〒891-4311 鹿児島県熊毛郡屋久島町安房前岳 2739-343(屋久島世界遺産センター内) TEL 0997-46-2992
霧島錦江湾国立公園管理事務所 〒890-0068 鹿児島県鹿児島市東郡元町 4-1 鹿児島第 2 地方合同庁舎 2 階 TEL 099-213-1811
霧島錦江湾国立公園管理事務所えびの管理官事務所 〒889-4302 宮崎県えびの市末永 1495-5 TEL 0984-33-1108
沖縄奄美自然環境事務所 〒900-0022 沖縄県那覇市樋川 1-15-15 那覇第一地方合同庁舎 1 階 TEL 098-836-6400
奄美群島国立公園管理事務所 〒894-3104 鹿児島県大島郡大和村思勝字腰ノ畑 551(奄美野生生物保護センター内) TEL 0997-55-8620
奄美群島国立公園管理事務所徳之島自然保護官事務所 〒891-7612 鹿児島県大島郡天城町平土野 2691-1 天城町役場 4 階 TEL 0997-85-2919
やんばる自然保護官事務所 〒905-1413 沖縄県国頭郡国頭村字比地 263-1(やんばる野生生物保護センター内) TEL 0980-50-1025
慶良間自然保護官事務所 ・座間味事務所 〒901-3402 沖縄県島尻郡座間味村字座間味 109 座間味役場 2 階 TEL 098-987-2662
・渡嘉敷事務所 〒901-3501 沖縄県島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷 183 渡嘉敷村役場 2 階
石垣自然保護官事務所 〒907-0011 沖縄県石垣市八島町 2-27(国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター内) TEL 0980-82-4768
西表自然保護官事務所 〒907-1432 沖縄県八重山郡竹富町字古見(西表野生生物保護センター内) TEL 0980-84-7130

参考：国立公園ならではの宿泊施設との連携方策検討会

本ガイドラインは、「国立公園ならではの宿泊施設との連携方策検討会」における議論を踏まえ、策定されました。

<委員名簿(50 音順、敬称略)>

愛甲 哲也(北海道大学教授)

井門 隆夫(國學院大學教授)

加藤 久美(和歌山大学教授、武蔵野大学教授)

下村 彰男(國學院大學教授)【座長】

高山 傑(アジアエコツーリズムネットワーク(AEN)創設理事長、
一般社団法人 JARTA 代表理事)

寺田 直子(トラベルジャーナリスト)

永原 聡子(Deneb 株式会社 共同創業者・代表取締役、アトリエラパズ株式会社 代表取締役)

<検討会の開催経緯>

■ 第1回検討会(令和6年5月31日)

議事:検討の全体概要、ガイドライン(素案)、連携方策の検討

■ 第2回検討会(令和6年6月17日)

議事:取組の全体像及び進め方、ガイドライン(案)、連携方策の試行的取組

■ ガイドラインの公表(令和6年10月29日)

<検討会ウェブサイト>

https://www.env.go.jp/nature/np/post_118_00003.html

国立公園ならではの宿泊施設ガイドライン(1.0 版)

【発行日】令和6年10月

【発行者】環境省自然環境局国立公園課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館

TEL 03-3581-3351(代表)

リサイクル適正の表示:印刷用の紙へリサイクルできます

本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。

国立公園ならではの宿泊施設との連携方策検討会 開催要領

(目的)

第1条 国立公園満喫プロジェクト有識者会議のもとに、国立公園ならではの感動体験の提供や、国立公園の保護と利用の好循環に貢献する宿泊施設との連携方策を検討するために必要な助言を得ることを目的として、国立公園ならではの宿泊施設との連携方策検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(役割)

第2条 検討会は、国立公園ならではの感動体験の提供や、国立公園の保護と利用の好循環に貢献する宿泊施設との連携のために、次に掲げる事項について助言するものとする。

- (1) 国立公園ならではの宿泊施設との連携のための取組方針に関する事項
- (2) 国立公園ならではの宿泊施設との連携のための具体的な方策に関する事項
- (3) その他、(1)(2)の推進に当たって必要な事項

(構成)

第3条 検討会は環境省自然環境局長から委嘱された有識者を委員として構成する。

(運営)

第4条 検討会は、座長が議事進行を行う。

2 座長は、環境省が委員の中から選出する。

3 座長は、必要に応じて、委員以外の有識者等に対し、検討会への出席を求めることができる。

4 座長は、自らが検討会に出席できない場合、委員の中から座長代理を指名することとする。

5 検討会は、原則として公開とし、議事については議事要旨を公開するものとする。なお、資料についても原則公開とするが、公開することが不適切なものについては座長の判断で非公開にできる。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は、環境省自然環境局国立公園課に置く。ただし、必要があると認められる場合は、事務の一部を委託することが出来る。

(その他)

第6条 上記の定めのない事項で、検討会の運営に必要なものについては、別に定める。

(附則)

この要領は、令和6年5月10日から施行する。

第5回 国立公園ならではの宿泊施設との連携方策検討会

議事概要

■日時：令和7年6月23日（金）16:00～17:00

■場所：TKP 東京駅カンファレンスセンター1B（オンライン（Teams）併用）

■出席者：

【有識者】（50音順・敬称略）

北海道大学 教授

愛甲 哲也（欠席）

國學院大學 教授

井門 隆夫

和歌山大学 教授／武蔵野大学 教授

加藤 久美

國學院大學 教授

下村 彰男

アジアエコツーリズムネットワーク（AEN）創設理事長

一般社団法人 JARTA 代表理事

高山 傑（オンライン）

トラベルジャーナリスト

寺田 直子

Deneb 株式会社 共同創業者 代表取締役

アトリエラパズ株式会社 代表取締役

永原 聡子

【環境省】

自然環境局国立公園課長

西村 学

自然環境局国立公園課官民連携利用企画官

澤田 大介

自然環境局国立公園課課長補佐（総括）

速水 香奈

自然環境局国立公園課課長補佐

植竹 朋子

自然環境局国立公園課高付加価値化係長

古川 遥香

自然環境局国立公園利用推進室長

佐々木 真二郎

自然環境局国立公園利用推進室長補佐

中原 一成

自然環境局国立公園利用推進室長補佐

中山 良太

自然環境局国立公園課環境専門員

佐藤 真子

■議事内容：

1. 開会

2. 環境省挨拶

3. 議事

（1） 国立公園ならではの宿泊施設に関する試行的取組の進捗について【報告】

（2） ガイドライン改定およびガイドライン手引きの考え方について

（3） 令和8年度以降の本格運用について（案）

（4） 今後のスケジュールについて

4. 閉会

1. 開会・環境省挨拶

○環境省

- 今回の会議は、オンライン併用、公開で行う。会議資料についても公開となる。会議概要についても公開となるが、後ほど事務局で作成し、ご出席の委員の了承をいただく。議事進行は下村座長に行っていただく。

○環境省（西村課長）

- 本検討会は今年度第1回検討会となる。昨年度まで4回の検討を重ね、5箇所の宿泊施設を選定し試行的取組を開始している。
- 本日は試行的取組の現状報告のご報告ののち、国立公園ならではのガイドラインの手引きに関してや、ガイドラインの中身について試行的取組を踏まえ改訂すべき点について議論したい。
- また、令和8年度以降の本格的運用にかかる議論として、ガイドラインに基づく取組を宿舎事業の皆様にも普及していくための取組はどうあるべきかということも含めて議論したい。

○下村座長

- 試行的取組の進捗についてご報告を頂く。本検討会では、ガイドラインをブラッシュアップしていくことが目的のひとつであり、そのガイドラインについてどのように改善をしていけば良いのか、本格的に始めるにあたりどのような準備が必要か、どのようなことを考えながら進めていかなければいけないのか議論したい。

2. 議事

(1) 国立公園ならではの宿泊施設に関する試行的取組の進捗について【報告】

○環境省

- 資料1-1、1-2に基づき事務局（環境省）より説明。

○下村座長

- 試行的取組については、連携宿舎と議論を深めながら順調に進みつつあると認識した。取組がより具体化することを期待したい。
- 引き続き、議題2のガイドラインの手引きの考え方について、資料2の説明を事務局よりお願いしたい。

(2) ガイドライン改定およびガイドラン手引きの考え方について

○環境省

- 資料2に基づき、事務局（環境省）より説明。

○下村座長

- ガイドラインについては、それぞれの事業者と議論を進める上でチェック項目の再整理も必要である。この検討によって、特にステップアップ項目で幅が出てくるのではないか。また、立地条件との関係の整理、景観保全に関するチェック項目の追加方針などが示された。
- ガイドラインと手引きを分けて作成することについては、ガイドラインを分かりやすく見やすくするなかで、手引きを作成して取組の手順や、より重視すべき項目を示すということと理解した。チェックする際にどの状況でチェックできるのかなど、細かな情報が記載された手引きであることが望ましい。作業的には大変になるかと思うが分かりやすく事業者に提示できればと考えている。

○寺田委員

- ステップアップ項目について、宿の考え方や捉え方によっては自分たちで緩く設定して獲得しやすくなってしまわないか。基準は厳しければ厳しいほど良いと思うが、基準をすべて宿に委ねることへの懸念もある。全て宿に委ねるのではなく、環境省としてここは譲れないといった最低限の基準を見える化できたら良いと感じる。

○環境省

- ご指摘の通り、重要な項目について、ここは満たさなければチェックできないといったように示していくように検討していきたい。

○高山委員

- 長期的にどこまでガイドラインを使用するかについて、今後の議論が必要と感じた。また、施設規模によってはチェック項目としてそぐわない内容もあると感じている。
- 今後ガイドラインをどのように活用していくかという点について、なるべく多くの宿に実施していただきながら検討していくことが望ましいが、そのフェーズに向けた連携宿舎の取組状況の確認を有識者に相談しつつ、連携宿舎とともに進めていきたい。

○加藤委員

- 評価基準がしっかり定められていることは重要である。
- 資料の中に、「理想像」、「望ましい」、「有してほしい」といった表現で散見され、それぞれの程度なのか捉えにくい印象である。本格運用に向けては、参加する宿にとって理解できる内容に改善する必要がある。ガイドラインを作ったからには国立公園の全ての宿に参加して頂くことが理想ではあるが、評価基準が曖昧だと参加しにくいのではないか。
- あわせて、参加のインセンティブや、継続して実施するとこの意義などを示さないと、宿が参加する動機付けにならないのではないか。
- 手引きは必要だが、紙での提示だけでなく、環境省で立ち上げた水辺の環境プラットフォームのように WEB での提示が望ましい。
- そのうえで、環境省ではガイドラインを作っているというようなワークショップや広報活動、来年度の本格運用時に宿に向けた勉強会の実施などを想定しているのか。観光庁の持続可能な観光のガイドラインと関連付けてできるかもしれないと感じている。

○下村座長

- 本格運用の進め方にも関わってくる意見である。宿単体に向けたガイドラインではあるが、宿泊者が国立公園や地域を体験できるということが重要であり、そのような観点を基準にしていくことが重要と感じる
- コア項目とステップアップ項目の区分の見直しや改善、ステップアップ項目の中でもより重要な項目を明確にすることも重要と捉えている。

○井門委員

- 現行のガイドラインは 1.0 版であるため本格運用に向けてさらにブラッシュアップをしていくことになるが、現時点ではコア項目は国立公園の宿としては当たり前のことと捉えている。
- そのうえで、宿としては国立公園を楽しんで頂くお客様を増やすという先に、客層が変わるということも期待していると考えている。宿泊者のうち、どれだけの方が国立公園に泊まっていると理解しているかを確認すると、それほど多くはないと感じる。国立公園に泊まることを目的として、価値を理解して泊まるというお客様が増えることによって経営改善がなされていくと期待している。そのような将来像がみえてくると参加施設も増えてくるだろう。

○環境省

- 連携宿舎でも国立公園と認識している宿泊者が多いかといわれると必ずしもそうではないのが現状である。まずは宿泊施設の方々にもしっかりと理解して頂いて、宿泊者にどのように伝えていくのかを一緒に考えていくことにしている。本取組の成果を他の施設にも展開できるよう努める。

○永原委員

- ガイドラインとしてどこまで具体的に言及していくべきかは難しいところではあるが、実際にガイドラインに従って日常の運営をしていく宿泊施設の方々にとってモチベーションになるという内容である必要がある。また、宿泊者にとってもこのガイドラインを満たしている宿泊施設に泊まることが自分達にとって誇りに感じ、何か良いことに寄与していると考えられるガイドラインである必要がある。最終的には、既存の国際的な認証と大きく乖離していないことを担保できると良い。ステップアップ項目の先にゴールとして、既存の国際的な認証が視野に入れられるガイドラインとすることも本格運用のひとつと感じている。

○高山委員

- 永原委員の意見は今後に向けて非常に重要である。小規模な宿泊施設においては仕事が増えるだけと捉えられると取組が進まない。集客に繋がるということは明言できないものであるが、宿のプロモーションに繋がるなどのメリットは打出す必要がある。
- ガイドラインについて、現状は自己診断となるため、ある程度都合よく解釈してチェックできてしまうことが課題である。例えば、水資源のチェック項目にある「節水」をどの程度取組むとチェックできるのか、環境配慮型のシャンプーを使っているといっても各部屋はそれでも大浴場は使っていないとなるとチェックできるのかなど、何割以上対応していることでチェックできるのかといったような評価指標を設ける必要がある。このあたりを明確にして

おかないと想定とは異なる使い方になることを懸念している。作成予定の手引きにおいて評価指標と背景説明を丁寧に示すことで、より良いガイドラインになると感じる。

○下村座長

- 手引についてはぜひ高山委員にご助言頂きたい。

(3) 令和 8 年度以降の本格運用について（案）

○環境省

- 資料 3 に基づき、事務局（環境省）より説明。

○下村座長

- ガイドラインの運用について、環境省と事業者との連携事業という位置づけとし、マークの付与、表彰という事も検討しているという御提案と理解した。これにより、宿へのインセンティブ提供、宿泊者の理解醸成にも繋がるのではないかという予見も理解できた。これらについて、各位委員の意見はいかがか。

○永原委員

- 表彰について、どのように公開するのか、どのように宿が周知するのかなど、漠然としている部分を詰めていく必要がある。そのうえで、ガイドラインはガイドラインとして、底上げをしていくという意味では、国際的な認証に資する項目、ないしは、国際的な認証の取得につながるような項目をステップアップ項目に加えていくことが重要と考えている。

○加藤委員

- 表彰されたことによって宿泊者に選ばれることが重要である。スタッフのモチベーション向上にもつながると思うが、宿泊者が国立公園という素晴らしいものを体験したという意識に繋がっていくことが重要である。どのように発信していくのかも併せて検討する必要がある。
- ガイドラインについては、国際認証に資する項目も網羅した質の高いものにしたい。国際基準やトレンドも時々刻々と変化するため、都度更新していく必要がある。
- 環境省全体として国立公園の利用が進んでいる中では、里海の取組、地域循環共生圏などの取組との連動も検討できる良いのではないか。

○高山委員

- 表彰の狙いや目的を据えたうえで、どのようなスキームで表彰するかという議論が必要である。環境省で表彰する場合は、ガイドラインをチェックした宿泊事業者と環境省の 2 者での確認となるため、第 3 者の確認で取組の内容や表彰の妥当性をしっかり担保する必要がある。特に表彰後に OTA との連携を見据えるのであれば、より第 3 者での担保が必要となる。

○井門委員

- 海外のサステナブルなホテルに関するマークは OTA に表示されている。あまり大衆化し

すぎると良くないが、OTAに掲載することは宿泊事業者としてはコストと捉えられることもある。そのため、国立公園の価値や国立公園に立地する宿の取組を宿自身が訴求することで、収益に繋がっていくモデルにしていかなければいけない。

- 事務局の提案は最初の取組としては良いと感じており、全ての事業者を求めるのではなく、理解してくれる事業者から始めて広げていき、持続的な取組となることを期待する。

○寺田委員

- 表彰について、1回表彰されたらそれで終わりなのか。それとも毎年審査をしていくのか。表彰されるために頑張っても継続しないと意味がないため、表彰後の対応についても検討する必要がある。

○環境省

- 具体的にはこれから議論だが、現時点では表彰したところを毎年調査し続けるという検討には至っていない。どちらかというと年度での取組を表彰することを検討している。

○下村座長

- 各委員の指摘を踏まえて省内で検討頂きたい。環境省と宿泊事業者の連携により国立公園のブランドやイメージが向上するとともに、宿泊事業者の取組強化や収益向上につながっていくことを期待したい。

(4) 今後のスケジュールについて

○環境省

- 資料4に基づき、事務局（環境省）より説明。

○下村座長

- 各委員にも相談させて頂きたいが、今後の試行的取組の経過確認、ガイドライン及び手引きの作成状況の確認も踏まえると、検討会の開催を1回増やすことはいかがか。

○各委員

- 異議なし。

○環境省

- 検討会の開催回数については省内でも議論して報告する。

3. 閉会

○環境省（西村課長）

- 国立公園ならではの宿泊施設の形は少しずつ見えてきていると感じるが、宿泊事業者へのインセンティブ提示、ガイドラインをどのように訴求していくかについては、まだまだ検討が

必要である。引き続きこのガイドラインが広く国立公園内の宿泊事業者に伝わり、国立公園のストーリーが伝わるような形ができるように事務局として検討したい。

以上